

第 69 回 長 崎 県 副 市 長 会 議 及 び
第 96 回 長 崎 県 市 長 会 負 担 金 等 適 正 化 委 員 会
会 議 次 第

I 開 会

II 会長あいさつ

III 開催市あいさつ

IV 議長就任

V 議 事

1 審 議 事 項

(1) (社福) 長崎県社会福祉協議会負担金【見直し】

(2) データ連携基盤構築運用費負担金【見直し】

2 報 告 事 項

(1) 子ども福祉医療費の市長会協議結果について

3 その他

VI 内閣府説明

「地方創生SDGs達成への取組みについて」

VII 閉 会

開 催 日	令和4年11月15日(火) 午後2時00分から
開 催 地	サムソンホテル(平戸市)

1 審議事項

* * *

負担割合の基本的な考え方について

負担金等適正化委員会は、各種団体、協議会に対する法令に基づかない負担金、会費、分担金等（以下、「負担金等」）の支出を抑制するため設けられており、長崎県内をその範囲とし半数以上の市が関係する各種団体、協議会等への加入又は各種事業への負担の可否及び適正な負担額(率)の決定とその改定などを審議している。

これまでの審議の経過の中で、負担金等について、負担すべき事業の内容、事業総額の妥当性、負担金の必要性などとともに、県と市町、市と町、市間の負担割合について、議論を重ねてきた。

負担割合については、事業内容や受益の範囲等により取扱いが異なっている。また、負担割合の原則について、明確化されたものや慣例により取り扱っているものがあるため、これまでの議論を踏まえ、改めてそれぞれの負担割合について次のとおり整理を行った。

《県：市町》

各種イベントや事業に関する負担金については、原則として、県：市町の負担割合は1:1とする。

（ただし、要望活動等を主たる目的として結成する協議会等の負担金については、除く。）

《市：町》

案件ごとに区分していくこととなるが、直近の国勢調査の人口比（H27 市：町＝90:10）を目安とし、市の負担としては90%以下を基本として検討する。（第88回負担金等適正化委員会（H26.11.19開催）での議論を踏まえた整理）

《市間》

市間の負担割合については、均等割と人口割などを組み合わせるが、他に妥当な負担割合がない場合は、均等割：人口割＝30:70の負担割合とする。

《市間：持ち回り開催》

原則、開催地が50%負担し、残りを均等割30%人口割70%により分担する。
※第30回規制委員会（S58.1月開催）において、「今後九州大会規模以上の各種大会開催に係る市長会の負担あるいは助成については、特殊なものを除きこの方法による。」

負担金等審議に係る幹事会の審議結果

○ 負担金等適正化委員会幹事会

日時：令和4年10月21日（金）

場所：長崎市 市町村会館4階第2会議室

項目		趣旨	内容	幹事会の審議結果																
1	見直し (社福)長崎県 社会福祉協議 会負担金	当該法人の会費について、会員規程における附則の中で、市立施設に限り減額措置項目を設けているが、他施設との公平性の観点等のため、令和5年度からこの減額措置項目を削除するもの	<p>・ 会員規程附則第10（H18.4～ 減額措置項目）の削除 〔施設の会費（年額）〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会費区分</th> <th colspan="2">現行</th> <th>見直し案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育所</td> <td>市立施設</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="2">一律 7,500円</td> </tr> <tr> <td>私立施設</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の社会 福祉施設</td> <td>市立施設</td> <td>6,000円</td> <td rowspan="2">一律 15,000円</td> </tr> <tr> <td>私立施設</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会費区分	現行		見直し案	保育所	市立施設	3,000円	一律 7,500円	私立施設	7,500円	その他の社会 福祉施設	市立施設	6,000円	一律 15,000円	私立施設	15,000円	原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。
会費区分	現行		見直し案																	
保育所	市立施設	3,000円	一律 7,500円																	
	私立施設	7,500円																		
その他の社会 福祉施設	市立施設	6,000円	一律 15,000円																	
	私立施設	15,000円																		
2	見直し データ連携基 盤構築運用費 負担金	令和5年度以降の維持管理経費について、API等の開発に伴う運用管理にかかる業務量が当初の見込みに比べ増加することにより、負担金の増額を求めるもの	<p>・ 維持管理経費の見直し 〔維持管理経費（年額）〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>見直し案</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000千円</td> <td>13,200千円</td> <td>3,200千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>現行の負担割合に変更なし 〔参考 現行の負担割合〕</p> <p>（県：市町＝1：1、市：町＝9：1としたうえで、市間の按分方法については、維持管理経費は均等割、API開発等経費は人口割により算出）</p>	現行	見直し案	差額	10,000千円	13,200千円	3,200千円	次の附帯意見を添えて負担金等適正化委員会に諮ることです承された。 〔附帯意見〕 「維持管理業務については、国が推奨するオープンソースであるため、費用抑制等の観点から、今後、契約方法の見直しを検討すること。」										
現行	見直し案	差額																		
10,000千円	13,200千円	3,200千円																		

【見直し】（社福）長崎県社会福祉協議会負担金について（概要）

1 負担金名等

（社福）長崎県社会福祉協議会負担金

2 団体の概要

（1）設置目的及び事業

社会福祉法において、都道府県区域内の地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人として都道府県社会福祉協議会が設置され、次の事業を行うこととされている。

- ・市町村社会福祉協議会が行う事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- ・社会福祉を目的とする事業に従事する者の要請及び研修
- ・社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- ・市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

（2）活動方針

長崎県社会福祉協議会における具体的な活動方針は、令和3年6月に「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」を策定し、新しい生活様式に即した持続可能な地域福祉活動の方針を示し、取り組みを進めている。

3 会員会費の見直し

（1）趣旨

同協会の会費は、市町社会福祉協議会、保育所その他の社会福祉施設、賛助会員などの6つの区分があり、うち各市は、保育所その他の社会福祉施設について加入する市立施設の数に応じた会費が生じる。

この会費について、団体が平成18年に会員規程の改訂を行った際、附則において、市町村合併等の影響が落ち着くまでの「当分の間」として終期を定めず、市立施設に限り減額措置項目を設けているが、これにより現在の市立施設の会費額は、他の私立施設と比べ安価となっている。

このことについて、他会員施設等から不公平性の指摘もあっており、また今後より多くの団体の賛同を求めていくため、市町村合併から一定期間経過したことも踏まえ、今回、会員規程の見直しを行い、令和5年度会費分から市立施設における当該減額措置の附則について削除しようとするもの。

（2）見直し（案）

会費区分	現 行		見直し案
保育所	市立施設	年額 3,000 円	年額 7,500 円
	私立施設	年額 7,500 円	
その他の社会福祉施設	市立施設	年額 6,000 円	年額 15,000 円
	私立施設	年額 15,000 円	

(3) 対象施設 (P7. 資料 4「対象施設一覧」参照)

		保育所	その他の社会福祉施設
1	佐世保市	2 施設	1 施設
2	諫早市	2 施設	—
3	大村市	2 施設	—
4	平戸市	1 施設	—
5	対馬市	6 施設	—
6	壱岐市	5 施設	1 施設
7	西海市	2 施設	—
8	南島原市	1 施設	—
	計	21 施設	2 施設

【参考資料】

- (1) (社福) 長崎県社会福祉協議会からの依頼文【資料 1】
- (2) 負担金改定の内容及び理由、実施時期について【資料 2】
- (3) 会員規程【資料 3】
- (4) 対象施設一覧【資料 4】
- (5) 社会福祉法(抜粋)及び各社会福祉協議会の役割【資料 5】
- (6) 組織図及び職員名簿【資料 6】
- (7) 「第 5 次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」計画体系図【資料 7】
- (8) 資金収支計算書(法人単位 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)【資料 8】

4長社総企第491号
令和4年9月12日

長崎県市長会
会長 田上 富久 様

社会福祉法人
長崎県社会福祉協議会
会長 出口 啓二郎



社会福祉法人長崎県社会福祉協議会における負担金について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

標記の件につきまして、別紙のとおり関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申しあげます。

令和4年9月12日

長崎県社会福祉協議会
負担金改定内容及び理由、実施時期について

【内 容】

本会会員規程（平成18年4月1日最終改訂）の改訂を行うにあたり、附則にて暫定的に定めている減額措置項目を削除し、現在、市立保育所の会費額を3,000円としているところを民間施設と同額の7,500円、市立社会福祉施設の会費額を6,000円としているところを民間施設と同額の15,000円とする。

<会費額>

	保育所		社会福祉施設	
	市立	私立	市立	民間
変更前	3,000円	7,500円	6,000円	15,000円
変更後	7,500円	7,500円	15,000円	15,000円

【理 由】

本会は、長崎県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立され、約70年に亘り住民主体の地域組織・地域福祉活動の展開、普及に努めて参りました。その間、社会福祉を取り巻く環境も目まぐるしく変化し、新たな課題も数多く山積する中、令和3年6月に「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」を策定し、新しい生活様式に即した持続可能な地域福祉活動の方針を示し、取り組みを進めているところです。

これらの取り組みのうち、会員規程の改訂は、関係機関・団体との連携を図るための基盤整備方策として、必要不可欠と考えております。本規程については、平成18年に最終改訂を行った際、市町村合併等の影響が落ち着くまでの「当分の間」として終期を定めず、公立施設の減額措置項目を整理しておりました。しかし、近年、私立施設より会費額の差についてもご指摘を受ける機会もあり、今後、官民一体の連携ネットワークを強化し、より多くの様々な機関・団体に賛同いただくためにも、市町村合併から一定期間経過したこともあり、減額措置項目の削除をご承認いただきたく、提案させていただいた次第です。

改定の趣旨を留めていただきますようお願い申し上げます。

【実施時期】

令和5年4月1日付（予定）

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
会 員 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は定款第 29 条第 3 項の規定により会員について定めるものとする。

(入 会)

第 2 条 定款第 29 条の規定により本会会員になろうとするときは、別記様式（省略）の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(代表者)

第 3 条 会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、会員権を行使する代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の代表者を変更するときも同様とする。

(退 会)

第 4 条 会員は下記の場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があったとき
- (2) 死亡又は解散のとき

(除 名)

第 5 条 会員で本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会 費)

第 6 条 会員は下記の区分により会費を納めなければならない。

(1) 市町村社会福祉協議会

人口階段別（毎年度 4 月 1 日現在）に定める下表の基本額 a と、基準率 b と人口の積との和の額。（年額）

NO.	人口規模 (人以上)	人口規模別	
		基本額 a	基本率 b
1	1	50,000	1.20
2	50,000	65,000	0.90
3	150,000	91,000	0.73
4	300,000	160,000	0.50

会費額 = a + 人口 × b

(2) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする団体

年額 15,000 円以上

(3) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設

保育所、知的障害児通園施設、母子生活支援施設、難聴幼児通園施設、乳児院、知的障害者通園寮	<u>年額</u> 7,500 円
その他の施設	<u>年額</u> 15,000 円

(4) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護
保険施設 年額 15,000 円

(5) 里 親 年額 3,000 円

(6) 賛助会費

法人、団体、事務所 1 口 年額 50,000 円以上

個人 1 口 年額 3,000 円以上

2 年度の中途より入会する場合、または、年度の中途に退会する場合は以下により会費を納めるものとする。

(1) 年度の上半期に入会したもの、または、年度の下半期に退会したものは、前項に規定する会費の全額

(2) 年度の下半期に入会したもの、または、年度の上半期に退会したものは、前項に規定する会費の半額

(会費の納入時期)

第 7 条 会費は会長が定めて通知するまでに納めなければならない。

(会費の変更)

第 8 条 第 6 条の会費は、評議員会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程は昭和 58 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

3. この規程は昭和 61 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

4. この規程は平成 2 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

5. この規程は平成 7 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

6. この規程は平成 11 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 5,000 円を 3,000 円に、10,000 円を 6,000 円に読み替えて施行する。

7. この規程は平成 12 年 5 月 31 日一部改正し平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

8. この規程は平成 14 年 5 月 29 日一部改正し平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

9. この規程は平成 16 年 4 月 1 日一部改正し平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 16 年度の会費は当該年度の 4 月 1 日現在の市町村数をもとに現行規程により算出した額とする。

10. 改正後の規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 7,500 円を 3,000 円に、15,000 円を 6,000 円に読み替えて、 県立、町村立施設の会費については当分の間 7,500 円を 5,000 円に、15,000 円を 10,000 円に読み替えて施行する。

対象施設一覧

設置主体	対象施設	区分
佐世保市	佐世保市北部子育て支援センター上相浦保育所	保育所、乳児院等
	佐世保市東部子育て支援センター早岐保育所	保育所、乳児院等
	佐世保市立すぎのこ園※	その他の社会福祉施設
諫早市	諫早中央保育所	保育所、乳児院等
	太陽保育所	保育所、乳児院等
大村市	三城保育所	保育所、乳児院等
	放虎原認定こども園	保育所、乳児院等
平戸市	大島村保育所	保育所、乳児院等
対馬市	鶏知保育所	保育所、乳児院等
	佐賀保育所	保育所、乳児院等
	佐須奈保育所	保育所、乳児院等
	豊玉南保育所	保育所、乳児院等
	仁田保育所	保育所、乳児院等
	三根保育所	保育所、乳児院等
壱岐市	芦辺保育所	保育所、乳児院等
	石田こども園	保育所、乳児院等
	勝本保育所	保育所、乳児院等
	武生水保育所	保育所、乳児院等
	八幡保育所	保育所、乳児院等
	壱岐市立老人ホーム	その他の社会福祉施設
西海市	蛸浦保育所	保育所、乳児院等
	西海市立大島こども園	保育所、乳児院等
南島原市	北有馬こども園	保育所、乳児院等

※児童発達支援センター H25年度からその他の社会福祉施設に分類

社会福祉法

第十章 地域福祉の推進

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第九十九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

制度・政策

社会福祉協議会（社協）

社会福祉協議会 創設70周年

地域福祉・ボランティア

民生委員・児童委員

社会福祉法人・福祉施設

高齢者の福祉

障害者の福祉

子どもの福祉

国際福祉

災害時の支援

分野別の取り組み

社会福祉協議会（社協）

「社協」の略称で知られている社会福祉協議会。皆様のまちでも福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会のあらまし

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

> [社会福祉協議会 創設70周年](#)

[地域福祉・ボランティア情報ネットワーク「社会福祉協議会（社協）とは」](#)

市区町村社会福祉協議会

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

社会福祉に関するご相談、ご質問は最寄りの市区町村社会福祉協議会にお気軽にお寄せください。

都道府県社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）は、県域での地域福祉の充実をめざした活動をおこなっています。

都道府県社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害等によってご自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等をおこなう「日常生活自立支援事業」を市区町村社会福祉協議会と連携して実施しています。また、福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立の立場から助言、あっせんなどをおこなうことによって問題の解決を図るために「運営適正化委員会」を設置し、サービス事業者の適正な事業運営と、サービス利用者の支援に向けた取り組みを進めています。さらに、福祉サービスの質の向上を図ることを通じてサービスを利用する方がたの安心と満足を実現するため「福祉サービスの第三者評価事業」にも積極的に取り組んでいます。

また、経済的な支援を必要とする方がたには、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けています。近年は、各種貸付制度（介護福祉士修学資金等貸付制度、保育士修学資金貸付等制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度）も実施しています。

そのほか、福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施、市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興、災害時には必要に応じて災害時ボランティアセンターを立ち上げるなどして被災地支援にも取り組んでいます。また、福祉への理解をすすめるために小中高校における福祉教育の推進、さらには「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供などさまざまな事業をおこなっています。

なお、指定都市では、指定都市社会福祉協議会が市内の区社会福祉協議会と連携を図りつつ、都道府県社会福祉協議会に準じた活動を行っています。

> [都道府県・指定都市社会福祉協議会ホームページ（リンク集）へ移動する](#)

全国社会福祉協議会

全国社会福祉協議会（全社協）は、都道府県社会福祉協議会の連合会として、全国段階の社会福祉協議会として設置されています。

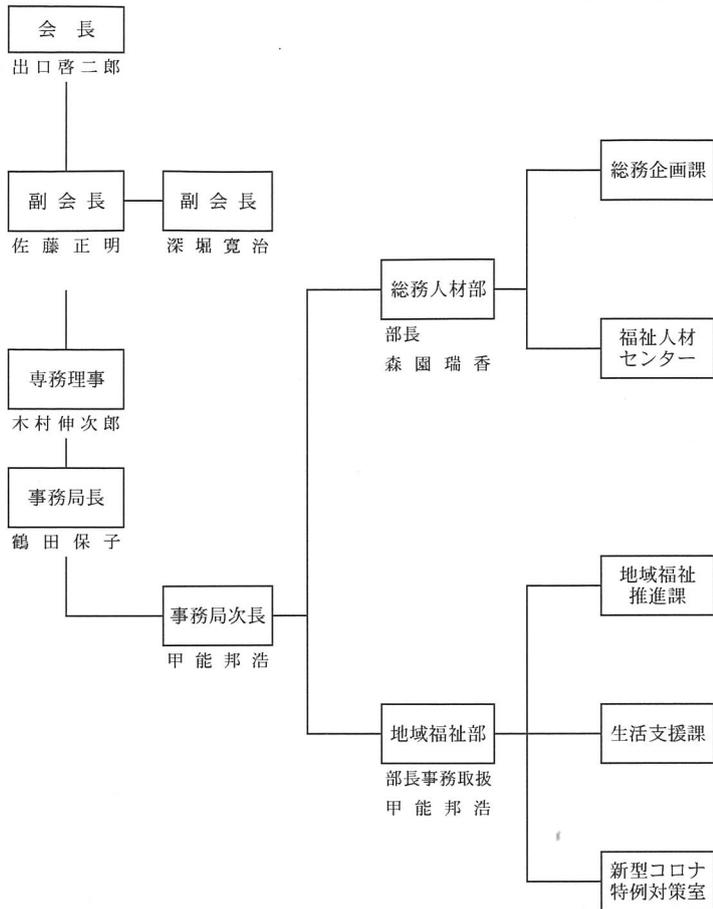
全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整や、社会福祉のさまざまな制度改善に向けた取り組み、また社会福祉に関する図書・雑誌の刊行、福祉に関わる人材の養成・研修といった事業を通じてわが国の社会福祉の増進に努めているほか、アジア各国の社会福祉への支援など福祉分野の国際交流にも努めています。

全国社会福祉協議会（全社協）については、『全国社会福祉協議会とは』のページでもご案内しています。

> [法人概要「全国社会福祉協議会とは」のページへ移動する](#)

長崎県社協組織図及び職員名簿

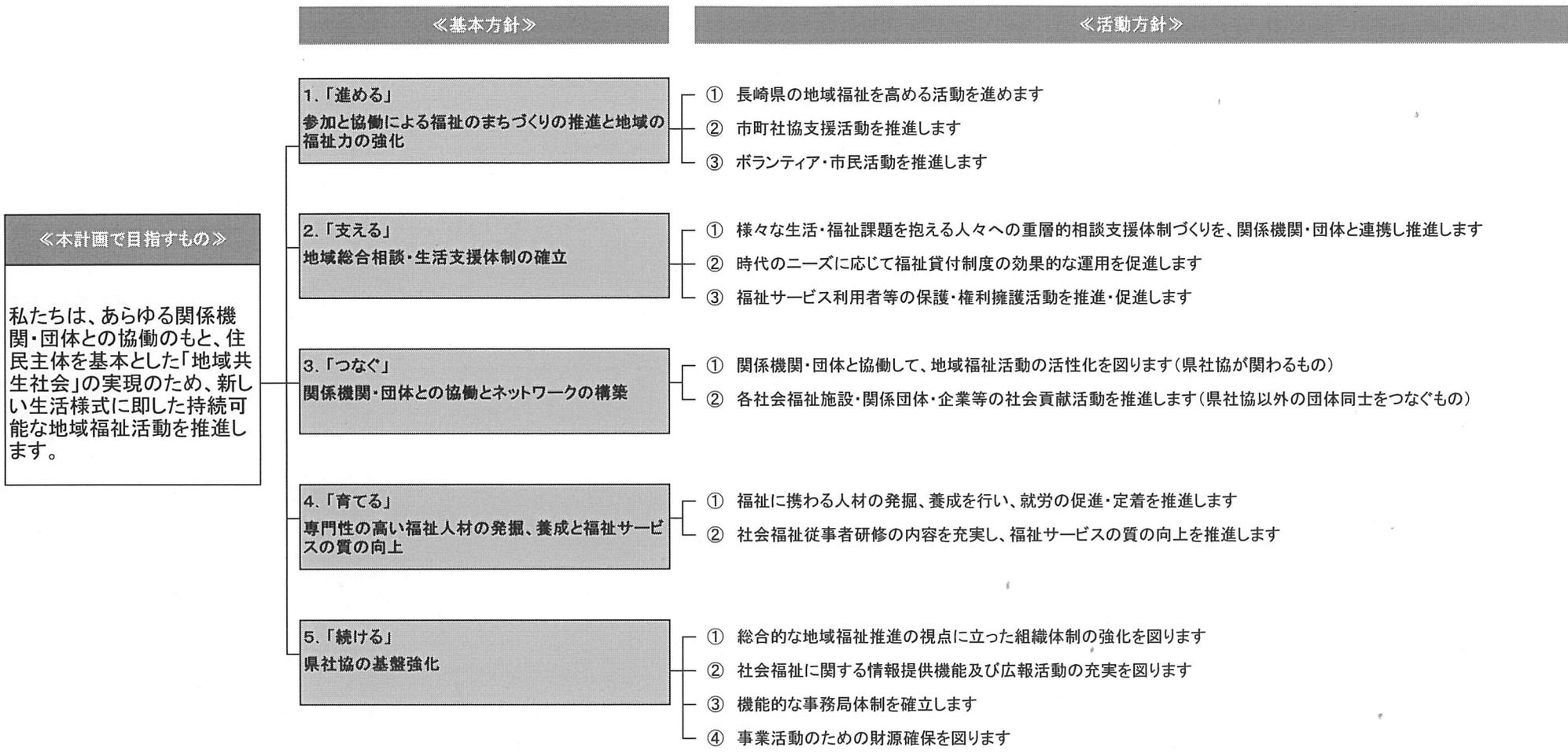
令和4年7月28日



職員	53名
・正職員	19名
・契約職員	24名
・派遣職員	4名
・アルバイト	6名

「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」計画体系図

《長崎県社協 基本理念》 私たちは、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができる地域づくりをめざします。



基本方針 5 「続ける」

県社協の基盤強化

活動方針 1 総合的な地域福祉推進の視点に立った組織体制の強化を図ります

- ① 第5次計画の推進・管理、評価
 - ・第5次計画管理計画による推進
 - ・各職員の業務分担と連動するしくみの整備
 - ・評価委員会の開催 年1回 5月
 - ・各年度評価の理事会等での報告 年1回 6月
 - ・広報誌、HP等でのPR
- ② 適正な組織運営
 - ・法人運営に関する監事監査等の適正開催
監事監査 5月
理事会、評議員会 6月、3月
評議員選任・解任委員会 6月、適時
 - ・苦情対応体制の見直し、及び再整備
 - ・苦情公表のしくみ整備
苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置
- ③ 中長期計画と各年度事業計画・報告との連動による円滑な進捗管理
 - ・計画の構成に沿った、各年度の事業計画・報告書の様式改訂
 - ・第5次計画管理計画による推進
- ④ 第6次計画に向けた課題分析
 - ・局内作業委員会を設置、開催
 - ・第5次計画の外部評価の収集
 - ・協議内容を適時公表

新

活動方針 2 社会福祉に関する情報提供機能及び広報活動の充実を図ります

- ① 福祉に関する情報提供、広報活動（全般）
 - ・広報誌の作成 年4回発行 [共募助成事業]
 - ・ホームページの運営 [共募助成事業]
 - ・ホームページのリニューアル [共募助成事業]
 - ・SNS等のアカウント整理・適正化
- ② 福祉に関する情報提供、広報活動（社協）
 - ・市町社協との定期ミーティング及び連絡会議、メールニュース配信のあり方見直し
 - ・情報提供における本会の役割の検討

新

- ③ 各種福祉活動の広報活動
 - ・ YouTube など新しいツールを活用した広報発信
 - ・ 公益的な取組、地域貢献事業についての情報提供
 - ・ 賛助会員の PR
 - ・ 共同募金への広報協力
 - ・ 広報ツールについての研修の実施
 - ・ 情報提供における本会の役割の検討
 - ・ HP 等新しい顕彰事業の構築 [共募助成事業]
 - ・ プロモーション活動を通じた、福祉事業の PR
- ④ 局内の広報体制の整備
 - ・ ホームページの適正運用のしくみ整備
 - ・ ホームページの適正運用のしくみの運用
 - ・ 情報発信時における決裁ルートの効率化
- ⑤ BCP の見直し
 - ・ ホームページ・SNS を活用した情報発信
 - ・ 発災時・緊急時の発信準備の整備

第 5 次中長期計画 	●令和 4 年度目標 ホームページの閲覧数 21,000 回
第 5 次中長期計画 	●令和 4 年度目標 SNS の発信数 150 件

活動方針 3 機能的な事務局体制を確立します

- ① 機能的な事務局体制移行への業務改革
 - ・ 原則、FAX の使用廃止
 - ・ 押印省略、紙での申請・届の廃止の推進
 - ・ 縦割りの業務分担の見直し
 - ・ 業務改革実践を局内共有
 - ・ AI・ロボット（OCR、RPA 等）の定着
 - ・ IT を活用した、デジタル化の推進
- ② BCP の見直し
 - ・ ホームページ・SNS を活用した情報発信

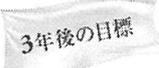
- ③ 職員育成計画作成
 - ・職務・職階の整理に基づく職員育成計画の作成
 - ・県社協職員としてのキャリアパスの構築
 - ・SDS（自己啓発活用への援助）の実施
- ④ テレワーク環境推進計画の策定と実施
 - ・テレワーク環境推進計画の策定 新
 - ・計画に基づく環境整備等の推進
 - ・ITを活用した、デジタル化の推進
- ⑤ 職務・職階の整理の定着化
 - ・業績評価制度の実施、定着
- ⑥ 各種別協事務局の適正な受託運営
 - ・すべての種別協議会について県社協の役割の見直しと業務整理
 - ・長崎県民生委員児童委員活動研究大会への参画

活動方針 4 事業活動のための財源確保を図ります

- ① 総合福祉センター事業のあり方検討
 - ・総合福祉センター運営方針（修繕計画含む）に基づく、実行
 - ・トイレ及び給排水管更新工事の実施 新
 - 日本財団助成金、市中銀行借入金を財源とする
 - ・5階大会議室並びに1～4階フロア改修工事の実施 新
 - 総合福祉センター（社協棟）あり方検討委員会協議並びに長期修繕計画に基づき、センター運営の効率化・適正化、収益増につながる改修等実行方策を推進
- ② 基金事業・運用の見直し
 - ・基金事業の内容見直し
 - ・持続可能な地域福祉財源を確保についての整理
- ③ 会員規程の見直し
 - ・報告手法の確立
 - ・時代に合わせた規程の検討 新
 - ・規程の改訂
- ④ 寄付金のしくみ整備
 - ・寄付者の意向を踏まえた活用方法の検討
 - ・新しい寄付手法の検討
 - ・HP等でのプロモーション
 - ・企業が参加しやすい社会貢献活動メニューの企画提案 新

⑤ 共同募金運動への協力

- ・共同募金活動への参加・協力
- ・県社協広報誌でのPR

第5次中長期計画	●令和4年度目標
	賛助会員数 団体 110 個人 30

法人単位 資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考		
事業活動による収支	収	会費収入	20,074,000	20,030,438	43,562		
		寄附金収入	3,524,000	3,277,329	246,671		
		経常経費補助金収入	144,956,000	144,515,296	440,704		
		受託金収入	68,184,000	68,075,878	108,122		
		貸付事業収入	8,105,000	7,693,959	411,041		
		事業収入	42,258,000	50,104,052	△7,846,052		
		負担金収入	27,328,000	29,422,988	△2,094,988		
		借入金利息補助金収入	39,000	39,000	0		
		受取利息配当金収入	9,334,000	9,332,126	1,874		
		その他の収入	20,099,000	26,576,093	△6,477,093		
		事業活動収入計(1)	343,901,000	359,067,159	△15,166,159		
		支	人件費支出	147,836,000	148,845,062	△1,009,062	
		事業費支出	365,241,000	344,717,251	20,523,749		
		事務費支出	15,435,000	13,525,421	1,909,579		
	助成金支出	1,490,000	1,489,400	600			
	負担金支出	20,476,000	20,701,846	△225,846			
	支払利息支出	282,000	280,802	1,198			
	事業活動支出計(2)	550,760,000	529,559,782	21,200,218			
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△206,859,000	△170,492,623	△36,366,377			
施設整備等による収支	収	施設整備等補助金収入	620,000	620,000	0		
		施設整備等収入計(4)	620,000	620,000	0		
	支	設備資金借入金元金償還支出	1,240,000	1,240,000	0		
		固定資産取得支出	5,629,000	5,628,700	300		
		ファイナンス・リース債務の返済支出	912,000	911,088	912		
	施設整備等支出計(5)	7,781,000	7,779,788	1,212			
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△7,161,000	△7,159,788	△1,212			
その他の活動による収支	収	積立資産取崩収入	16,418,000	17,763,729	△1,345,729		
		会計単位間繰入金収入	1,375,000	1,375,000	0		
		その他の活動による収入	57,128,000	67,731,000	△10,603,000		
		その他の活動収入計(7)	74,921,000	86,869,729	△11,948,729		
	支	長期運営資金借入金元金償還支出	7,430,000	7,430,000	0		
		積立資産支出	24,040,000	22,796,606	1,243,394		
		その他の活動による支出	2,780,000	2,935,000	△155,000		
	その他の活動支出計(8)	34,250,000	33,161,606	1,088,394			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	40,671,000	53,708,123	△13,037,123			
	予備費支出(10)	0	—	0			
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△173,349,000	△123,944,288	△49,404,712			
	前期末支払資金残高(12)	1,231,853,000	1,231,855,609	△2,609			
	当期末支払資金残高(11)+(12)	1,058,504,000	1,107,911,321	△49,407,321			

令和3年度長崎県社会福祉協議会会費収入内訳

会員区分	会員数	金額
①市町社会福祉協議会	20	1,964,438
②保育所・乳児院	341	2,445,000
③②以外の社会福祉施設	715	10,661,000
④賛助会員	123	4,960,000
合計	1,199	20,030,438

〔見直し〕データ連携基盤構築運用費負担金について（概要）

1 負担金名等

データ連携基盤構築運用費負担金

2 目的

デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを利活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、長崎県と市町が一体となり、データ連携基盤を構築し、住民の安全安心な質の高い生活や、新たなサービスの創出による産業振興、精度の高い施策の推進などを図るものである。

3 経緯

(1) 令和3年度長崎県市長会負担金等適正化委員会による承認について

本件における費用区分及び負担割合については次のとおり。

【費用区分】

費用区分	内 容	費用(概算額)
維持管理経費	基盤の構築・維持管理にかかる費用	10,000 千円/年
API 開発等経費	API 開発・技術支援等にかかる費用	10,000 千円/年

【負担割合】

当該基盤の運用に係る費用（維持管理経費及びAPI開発等経費）について、県：市町＝1：1及び市：町＝9：1としたうえで、市間の按分方法について、維持管理経費は均等割、API開発等経費は人口割とする。

(2) 初期構築及び運用について

令和3年度に長崎県が国庫補助を活用して初期構築を行い、令和4年4月から本格運用が開始されており、主に防災関係及び観光関係におけるデータの可視化（ダッシュボード化）を中心に取り組みを進めているところである。

4 経費の見直し

(1) 趣旨〔P26 資料 2-4～5 参照〕

令和5年度以降の維持管理に要する経費について、委託契約を請け負う事業者より、本格運用後の運用保守経費が想定を上回ることから増額の申し出があった。長崎県としてもその内容が妥当であると判断するため、市町へ負担額の増額について依頼があっているもの。

(2) 見直し(案) [P29 資料 2-6 参照]

各経費区分における按分方法については変更なし。

経費区分	現 行 (R4)	見直し案 (R5)	差
維持管理経費 (均等割)	10,000 千円/年	13,200 千円/年 ※1	3,200 千円
API 開発等経費 (人口割)	10,000 千円/年	10,000 千円/年 (変更なし)	—

増額分 **3,200 千円** の費用負担内訳について

県	市町		市	町
1,600 千円	1,600 千円	→	1,440 千円	160 千円
割合 (1 : 1)			割合 (9 : 1)	

1 市あたり約 111 千円の増 (全市による均等割)

※ 1 他自治体における同様の経費では約 1,500 万～2,000 万円程度かかっている。

※ 2 令和 6 年度以降の維持管理経費については、現在とシステム構成が同様であれば増額はないが、機能拡充などによりシステム構成等の変更及び保守費用の増加の必要が生じる場合は、事前に県・市町にて協議のうえ、その方向性を定めていくこととする。

【参考資料】

- (1) 長崎県デジタル戦略課長からの依頼文【資料 1】
- (2) 県説明資料「データ連携基盤に係る令和 5 年度以降の負担額増額について」【資料 2】
- (3) 令和 3 年度負担金等適正化委員会審議結果【資料 3】
- (4) 9 月 29 日負担金等適正化委員会幹事会質疑概要【資料 4】

長崎県市長会事務局長 様

長崎県デジタル戦略課長
(公 印 省 略)

データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について（依頼）

本県の Society5.0 実現に向けたデジタル化やDXの推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、令和3年度にデータ連携基盤の構築を行うとともに、令和4年度からの本格運用に向け、県及び市町における必要経費の負担について協議させていただき、ご了解をいただいたところです。

本年4月から各市町からの負担をいただきながら、まずは、防災分野並びに観光分野に係るダッシュボード化を中心に、データ連携基盤の本格運用を開始しているところであります。

そのような中、別添資料にお示ししております要因により、令和5年度以降のデータ連携基盤の運用保守に要する全体経費の増額と、それに伴う県及び市町における負担金の増額が見込まれております。

つきましては、各市町とも厳しい財政状況の中とは存じますが、今後のデジタル社会におけるデータ連携基盤の必要性に鑑み、負担金の増額について、関係資料を添えて協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について」

データ連携基盤に係る令和5年度以降の負担金増額について

令和4年9月
長崎県 デジタル戦略課

1. データ連携基盤構築・運用に係るこれまでの経緯（概要）

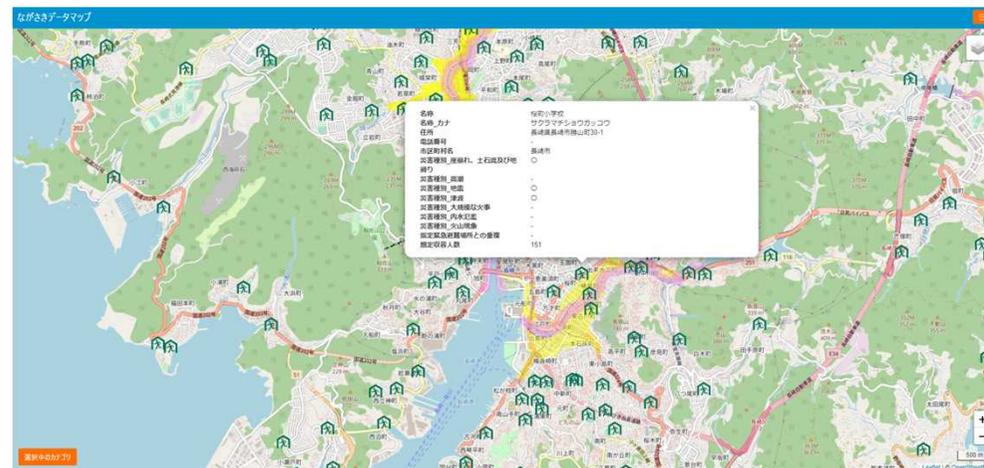
令和3年度

- デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを利活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、データ連携基盤の構築に着手。
- データ連携基盤構築に要する経費については、総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」及び県費にて対応。
- 令和4年度からの本格運用に向け、県及び市町における必要経費の負担について協議させていただき、ご了解をいただいたところ。

令和4年度

- 各市町からの負担をいただきながら、令和4年4月からデータ連携基盤の本格運用を開始。
- 当初は、防災関係並びに観光関係のダッシュボード化を中心にスタートしている。
- 令和4年度のデータ連携基盤運用に要する経費は、次のとおり。
- 運用保守業務については、データ連携基盤を構築した「NTTビジネスソリューションズ(株)」へ委託

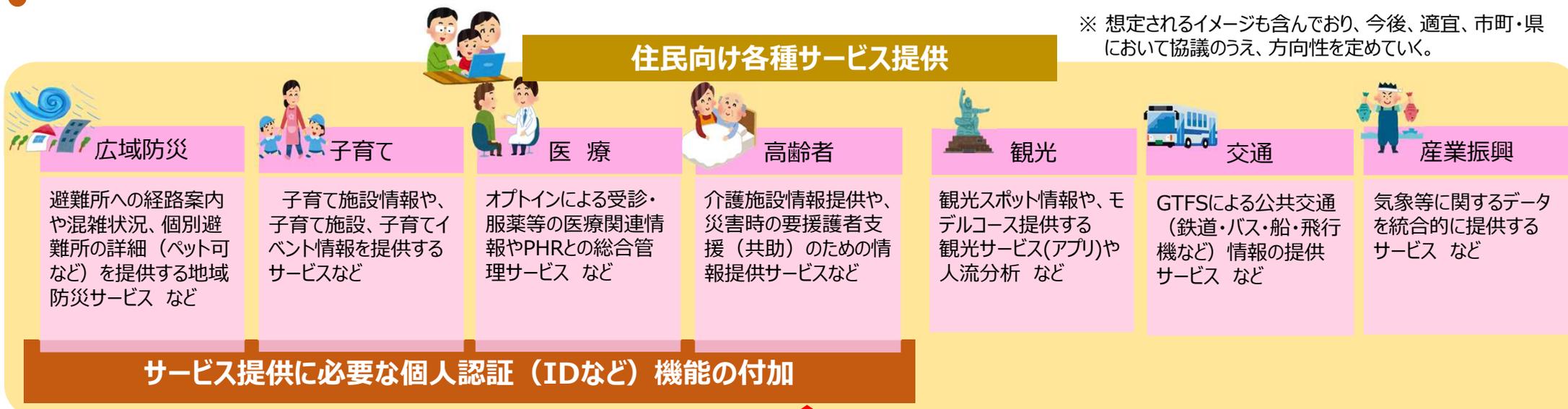
	①データ連携基盤運用 保守業務委託	②データ連携基盤API開発 業務委託(仮称)	合計
R3年度 協議時点	約10,000千円	約10,000千円	約20,000千円
R4年度 実績	9,999千円 (契約額)	約10,000千円(概算) ※現在、入札準備中	19,999,000円 (見込み)



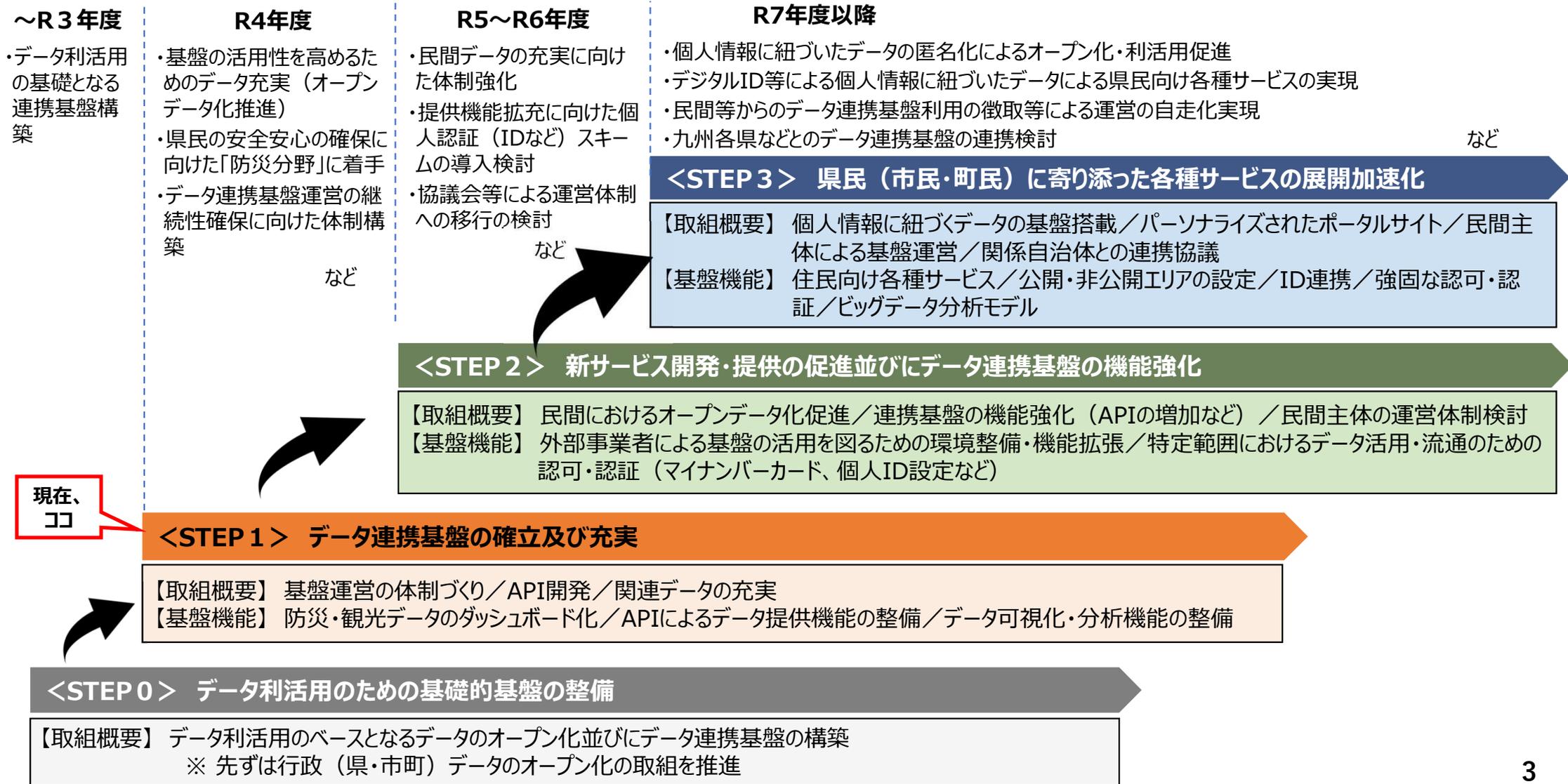
2. データ連携基盤の目指す姿（県民・市民・町民並びに民間事業者による利活用）

- ・ **県民（市民・町民）の安全・安心で質の高い生活の実現に寄与する、データ連携基盤を介した各種サービス（機能）の提供**
- ・ **様々なデータの可視化（ダッシュボード化）による県民（市民・町民）の利便性向上**
- ・ **データ利活用促進による県内産業の振興**

※ 想定されるイメージも含んでおり、今後、適宜、市町・県において協議のうえ、方向性を定めていく。



3. データ連携基盤の目指す姿・ロードマップ（想定）



4. 令和5年度以降の運用保守に要する経費に係るNTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出

令和4年度

- 運用保守業務については、データ連携基盤を構築した「NTTビジネスソリューションズ(株)」へ委託（**委託料：9,999千円**）
- 今年度は、令和3年度に構築したデータ連携基盤の本格運用初年度となる。

● 令和5年度以降の運用保守に要する経費に係るNTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出内容

次の要因により、令和5年度以降の運用保守に要する経費の増額を協議させていただきたい。

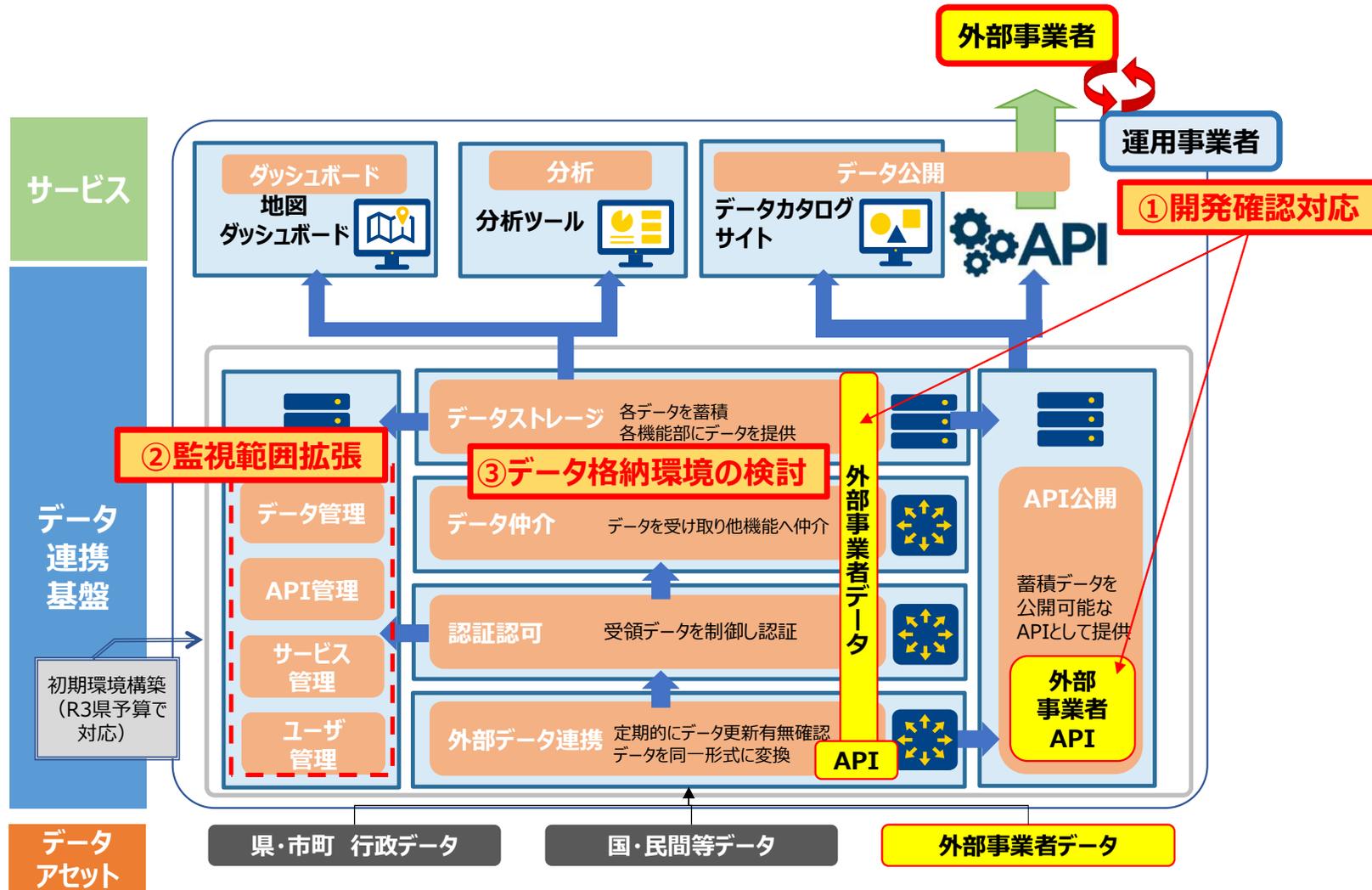
- (1) 本格運用後の運用保守経費について、当初想定よりも必要であることが明確化したため。
NTTビジネスソリューションズ(株)において、データ連携基盤の構築・運用保守の業務受託が初であり、本格運用における運用保守費に必要な経費増加が判明
- (2) 民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量及びコストの増加が見込まれるため。（詳細資料は次頁参照）
 - ① 開発に伴う運用管理上の確認対応（設計書確認、開発API確認、テスト実行などの支援）
 - ② 開発完了後のエラー監視範囲等の拡張（保守範囲の拡張）
 - ③ セキュリティを考慮したデータ格納環境の検討（データモデルの検討）

■ 令和5年度以降の運用保守費を **13,200千円（税込）** でお願ひ出来ないか。

※令和4年度分に対し、市町負担金ベースで約160万円（事業費ベースで約320万円）の増額となる見込み

■ 令和6年度以降についても、現在とシステム構成が同様であれば、運用保守に要する経費の増額はない。

(参考) 民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量の及びコストの増加



5. NTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出に対する県の考え方並びに各市町の皆様へのお願い

<申し出内容>

令和5年度以降の運用保守に要する経費の増額を協議させていただきたい。



民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量及びコストの増加が見込まれる。



令和5年度以降の運用保守費を13,200千円（税込）に増額願いたい。



<県の考え方>

令和5年度以降については、令和4年度の実績を踏まえて再提案を行うこととなっていたため、増額協議については前述の理由によるため、やむを得ない。

県民・市民・町民におけるデータ連携基盤のユースケースを増やしていくためには、民間事業者等によるAPI開発を一層促進するとともに、様々な視点からのサービス提供を強化していく必要があるため、当該作業に係る業務量並びにコストの増加について、現時点で整理しておくことが必要。

県において、他自治体におけるデータ連携基盤の運用保守費の聞き取り結果などを踏まえ、提示のあっている13,200千円（税込）については、一定、妥当性はあるものと判断。

以上を踏まえ、次の事項について、各市町の皆様へ協議をお願いしたいと考えています。

- ・ **令和5年度以降の運用保守に要する全体経費の増額と、それに伴う各市町における負担金の増額について、ご理解いただきますとともに、ご協力をお願いしたい。**

※ データ連携基盤の機能拡充などによりシステム構成等の変更並びに運用保守費・負担金の増加の必要性が生じた場合は、事前に市町・県にて協議のうえ、その方向性を定めていきたい。

6. 令和5年度以降のデータ連携基盤負担金について（増額となった場合）

■ 県：市町は人口割（実質1/2）

市：町＝9：1の上で、維持費は均等割、開発費は人口割

市町名	人口	割合 (%)	維持管理経費（均等割）			API開発等経費（人口割）		合計（維持管理+API開発等）			
			当初試算	R4契約額ベース （端数切捨後）	R5概算額	差（R5-R4）	当初試算	R4概算額ベース （端数切捨後）	(a) R4国調反映後 負担額	R5概算額 維持管理はR5概算 API開発はR4同額	差（R5-R4）
県計	1,312,317		10,000	9,999,000	13,200,000	3,201,000	10,000	10,000,000	19,999,000	23,200,000	3,201,000
長崎県			5,000	4,999,509	6,600,001	1,600,492	5,000	5,000,009	9,999,518	11,600,010	1,600,492
市町計	1,312,317		5,000	4,999,491	6,599,999	1,600,508		4,999,991	9,999,482	11,599,990	1,600,508
長崎市	409,118	34.87477	346.2	346,119	456,923	110,804	1,569.4	1,569,364	1,915,483	2,026,287	110,804
佐世保市	243,223	20.73325	346.2	346,119	456,923	110,804	933.0	932,996	1,279,115	1,389,919	110,804
島原市	43,338	3.694295	346.2	346,119	456,923	110,804	166.2	166,243	512,362	623,166	110,804
諫早市	133,852	11.41005	346.2	346,119	456,923	110,804	513.5	513,452	859,571	970,375	110,804
大村市	95,397	8.132002	346.2	346,119	456,923	110,804	365.9	365,940	712,059	822,863	110,804
平戸市	29,365	2.503184	346.2	346,119	456,923	110,804	112.6	112,643	458,762	569,566	110,804
松浦市	21,271	1.813221	346.2	346,119	456,923	110,804	81.6	81,594	427,713	538,517	110,804
対馬市	28,502	2.429618	346.2	346,119	456,923	110,804	109.3	109,332	455,451	566,255	110,804
壱岐市	24,948	2.126662	346.2	346,119	456,923	110,804	95.7	95,699	441,818	552,622	110,804
五島市	34,391	2.931619	346.2	346,119	456,923	110,804	131.9	131,922	478,041	588,845	110,804
西海市	26,275	2.239781	346.2	346,119	456,923	110,804	100.8	100,790	446,909	557,713	110,804
雲仙市	41,096	3.503179	346.2	346,119	456,923	110,804	157.6	157,643	503,762	614,566	110,804
南島原市	42,330	3.60837	346.2	346,119	456,923	110,804	162.4	162,376	508,495	619,299	110,804
市計	1,173,106	100.000	4,500.0	4,499,547	5,939,999	1,440,452		4,499,994	8,999,541	10,439,993	1,440,452
長与町	40,780	29.29366	62.5	62,493	82,500	20,007	146.5	146,468	208,961	228,968	20,007
時津町	29,339	21.0752	62.5	62,493	82,500	20,007	105.4	105,376	167,869	187,876	20,007
東彼杵町	7,721	5.546257	62.5	62,493	82,500	20,007	27.7	27,731	90,224	110,231	20,007
川棚町	13,377	9.609154	62.5	62,493	82,500	20,007	48.0	48,045	110,538	130,545	20,007
波佐見町	14,291	10.26571	62.5	62,493	82,500	20,007	51.3	51,328	113,821	133,828	20,007
小値賀町	2,288	1.643548	62.5	62,493	82,500	20,007	8.2	8,217	70,710	90,717	20,007
佐々町	13,912	9.993463	62.5	62,493	82,500	20,007	50.0	49,967	112,460	132,467	20,007
新上五島町	17,503	12.573	62.5	62,493	82,500	20,007	62.9	62,865	125,358	145,365	20,007
町計	139,211	100.000	500.0	499,944	660,000	160,056		499,997	999,941	1,159,997	160,056

7. 令和4年度におけるデータ連携基盤運用における成果（活用実績など）

データ連携基盤へのアクセス状況

（令和4年4月～9月）

基盤のサービス	アクセス数
ながさきAPIカタログサイト （公開API）	174 ※
公開API利用申請	22ユーザー 〔民間企業等 17〕 〔大学等 1〕 〔自治体 4〕
ながさきデータマップ （ダッシュボード）	4,077 ※
ながさきデータ公開環境 （分析ツール[Tableau Public]）	200

基盤を活用した民間事業者等の取組事例

民間事業者	取組の概要
A社 （県内企業）	<ul style="list-style-type: none"> データ連携基盤の公開APIを活用し、自社の防災関係ソリューションの機能拡張を検討（テスト開発に成功） さらに、基盤を活用したソリューションの高度化も計画しており、そこから得られたデータの基盤へのフィードバックの可能性あり
B社 （県外企業）	<ul style="list-style-type: none"> 観光関係のアプリ開発において、データ連携基盤の公開API活用を検討中
C （県内民間団体）	<ul style="list-style-type: none"> 土木関連のシステムについて、データ連携基盤の公開API活用を検討中

その他

- 県において、独自に人流データをデータ連携基盤に搭載することにより、各市町においても当該データを活用した観光施策構築等が可能
- データ連携基盤の構築・運用・活用を通じたスマートシティに関するリテラシー向上に寄与（県民、民間企業、行政職員）

※2022.10.31修正

・ながさきAPIカタログサイト（公開API）のアクセス数について、データマップや内部システムのアクセスを含んでいたため、適正な数値に修正。（174←3394）

・データマップのアクセス数について、期間を見直し、適正な数値に修正。（4077←3465）

3長市会第174号
令和3年11月22日

長崎県 次世代情報化推進室
室長 小川 昭博 様

長崎県市長会
会長 田上 富久



第95回長崎県市長会負担金等適正化委員会審議結果について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第95回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議されたデータ連携基盤構築運用費負担金について、次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況を御理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果）

別紙のとおり承認する。

データ連携基盤構築運用費負担金

【費用区分】

費用区分	内容	費用(概算額)
維持管理経費	基盤の構築・維持管理にかかる費用	10,000 千円/年
API 開発等経費	API 開発・技術支援等にかかる費用	10,000 千円/年

【負担割合】

当該基盤の運用に係る費用（維持管理経費及び API 開発等経費）について、県：市町＝1：1 及び市：町＝9：1 としたうえで、市間の按分方法について、維持管理経費は均等割、API 開発等経費は人口割とする。

【負担金額（試算）】

（単位：千円）

	維持管理経費 (均等割)	API 開発等経費 (人口割)	負担額合計
長崎市	346.2	1,561.6	1,907.8
佐世保市	346.2	937.1	1,283.3
島原市	346.2	165.3	511.5
諫早市	346.2	514.8	861.0
大村市	346.2	367.9	714.1
平戸市	346.2	111.2	457.4
松浦市	346.2	82.2	428.4
対馬市	346.2	109.9	456.1
壱岐市	346.2	96.1	442.3
五島市	346.2	132.9	479.1
西海市	346.2	101.0	447.2
雲仙市	346.2	158.3	504.5
南島原市	346.2	161.8	508.0

- ・この表は県市町全体で維持管理経費及び API 開発等経費が、それぞれ上限とする 10,000 千円となる場合における上記負担割合を用いた各市負担額の試算であり、実際の負担額とは異なるもの。
- ・人口値は R3 国調確定値公表後には、これを用いるものとする

県市長会負担金等適正化委員会幹事会 及び 県町村負担金審議
特別委員会幹事会 議事概要

日時：令和4年9月29日 14:15～14:45

場所：オンライン

[○ … 各市町の皆さまからの質問 ■ … 県からの回答]

質疑概要

- 1 運用保守業務委託は複数年契約なのか。
- 1 令和4年度は、単年度で随意契約を行っており、毎年契約を想定。
- 2 資料P4に「現在とシステム構成が同様であれば、運用保守に要する経費の増額はない」とある一方で、資料P6には「システム構成等の変更並びに運用保守費・負担金の増加の必要性が生じた場合は、事前に市町・県にて協議」とあるが、増額の必要性が生じれば、前年度の段階で事前に説明があると考えて良いか。
- 2 ご質問のとおり、例えば、個人情報を扱う場合に求められるID機能をデータ連携基盤に追加しようするとシステム構成の変更が出てきますので、その際は、事前（前年度）にデータ連携基盤への当該機能の追加の必要性（可否）、それに伴う事業費の増加について、市町の皆さまと協議のうえで決定していくこととしており、次年度の負担増につきましても、このような形で協議させていただきたい。
- 3 320万円の増額の項目ごとの内訳を教えてください。
- 3 増額の要因となった項目は資料P4の（1）、（2）のとおりですが、当初の受託者からの増額申し入れ額が多額であったため、県からシステム構成、業務体制などを見直しなどを求めた中での各種調整の結果としての提示額となっているため、項目ごとの増額額をお示しすることは困難。
- 4 ベンダーロックインになった場合、継続的に契約すると言い値のままに増額されていかないか懸念している。随意契約で単年度という話だが、保守業者の切り替えもあり得るか。

- 4 事業者の切替えはシステム運用の観点から厳しい面もあると思うが、ベンダーロックインによる委託料の遡増とならないよう、運用保守事業者は押さえていく。

- 5 API 確認などで手間がかかるということだが、資料では API を増やしていきたいとなっている。今後 API が増えた事により運用保守費が増額されていくのではないか。

- 5 今後 API は増える見込みであり、民間開発による API 数の増加に伴う運用保守費については受託業者と協議しており、今後の API 数の増加による運用保守費の増額はないことを確認している。

以上

地方創生SDGs 達成への取り組み

2022年11月15日

内閣府
地方創生推進事務局



地方創生SDGs 取組

2015年

国連サミット

「持続可能な開発目標 (SDGs)」採択



2016年

第1回SDGs推進本部 SDGs推進本部 設置

第2回SDGs推進本部 SDGs実施指針 策定

2019年

SDGサミット2019 於 国連本部

安倍元総理: 地方創生の加速を表明

2021年

第11回SDGs推進本部

SDGsアクションプラン2022決定

2025年

大阪・関西万博

テーマ: いのち輝く未来社会のデザイン

意義: SDGs達成・SDGs+beyondへの飛躍の機会



SDGs 実施指針改定版（抜粋）

2016年12月22日 SDGs推進本部決定
2019年12月20日 一部改定

2 現状の分析

(1) これまでの取組

「誰一人取り残さない」社会を実現するため、我が国が国際社会において主導してきた「人間の安全保障」の理念に基づき、アクションプランにおいては「SDGsと連動する Society5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を**三本柱**とする**日本の「SDGsモデル」**を掲げ、国を挙げて、SDGsの実現に取り組んできた。加えて、各ステークホルダーと連携したプラットフォームの設立や、「SDGs未来都市」の選定により、日本全国における多様な SDGs 実現のための取組の推進を図ってきた。

3 ビジョンと優先課題

(2) 優先課題と SDGsアクションプラン

当面は、現行のアクションプランに基づき、「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する「Society5.0」の推進～」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を**三本柱**とする**日本の「SDGsモデル」**を推進していく。



1. SDG s 未来都市

- 地方公共団体の取組を促進
- “複数自治体”による取組も支援[NEW]

2. 官民連携プラットフォーム

- 民間活力による地域活性

3. 登録認証等制度ガイドライン

- 地域のSDGs事業者を「見える化」

4. 地方創生 S D G s 金融表彰

- 優れた“自治体×金融機関”の取組を表彰
地域の自律的好循環形成を促進



1. SDGs未来都市

- SDGs達成への取組が優れた都市を選定
- 先進事例として普及展開

2. 自治体SDGsモデル事業

- 特に先導的な事業を補助金で支援
10事業×(1,500万円(定額)+1,000万円(補助率1/2))

3. 広域連携SDGsモデル事業^[NEW]

- 複数の小規模な地方自治体を支援
2,000万円(補助率2/3)
都道府県を含む場合は3,000万円(補助率1/2)

1-2 SDGs未来都市 選定都市



北陸・中部地方

2022年度：9都市（2）
 2021年度：10都市（3）
 2020年度：10都市（2）
 2019年度：8都市（3）
 2018年度：8都市（1）

北海道・東北地方

2022年度：3都市（1）
 2021年度：4都市（1）
 2020年度：4都市（1）
 2019年度：2都市（1）
 2018年度：7都市（2）

中国・四国地方

2022年度：4都市（1）
 2021年度：2都市（1）
 2020年度：5都市（2）
 2019年度：3都市（1）
 2018年度：5都市（1）

関東地方

2022年度：5都市（2）
 2021年度：7都市（2）
 2020年度：3都市（1）
 2019年度：6都市（1）
 2018年度：4都市（3）

九州・沖縄地方

2022年度：5都市（2）
 2021年度：3都市（2）
 2020年度：5都市（1）
 2019年度：6都市（3）
 2018年度：3都市（3）

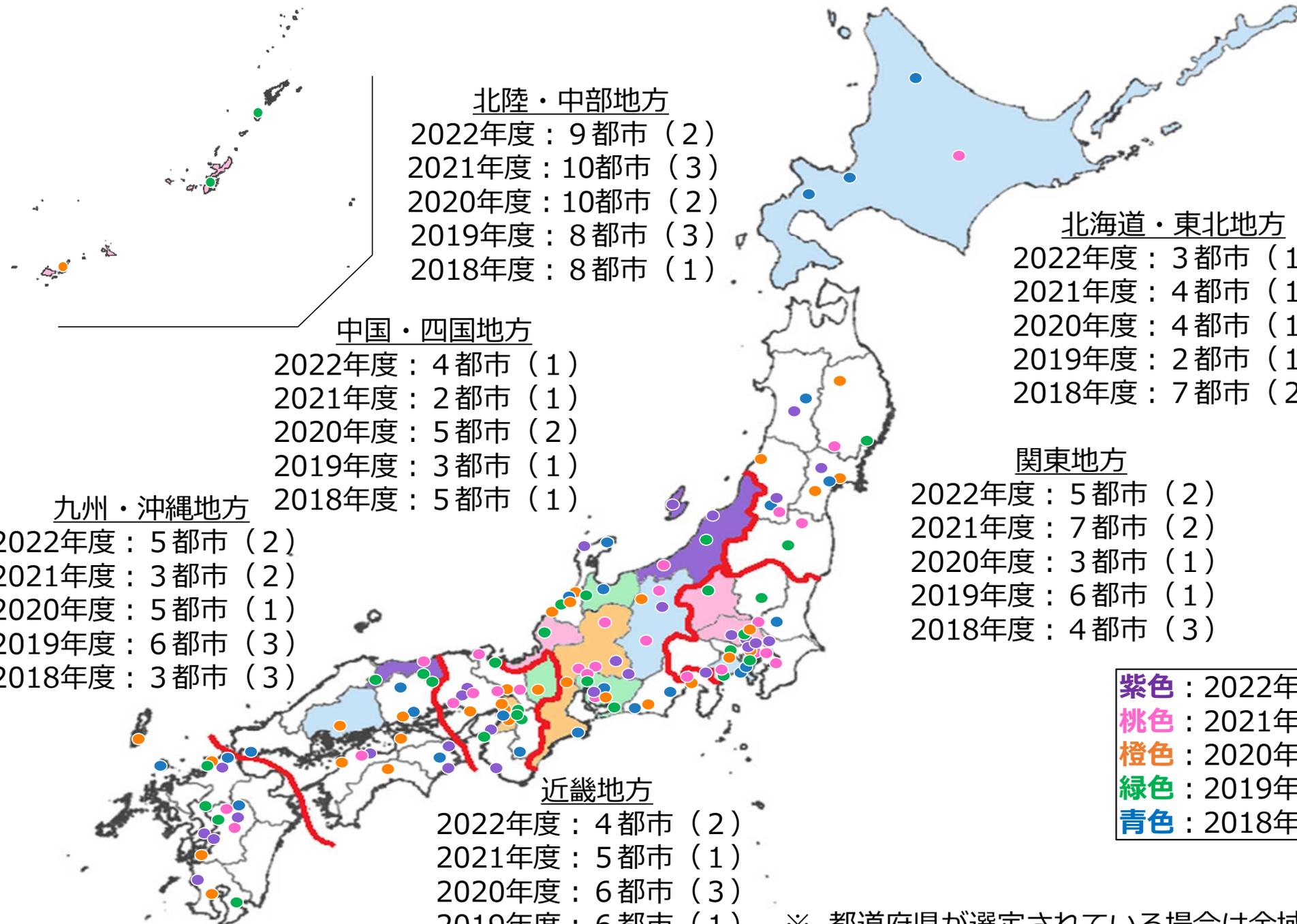
近畿地方

2022年度：4都市（2）
 2021年度：5都市（1）
 2020年度：6都市（3）
 2019年度：6都市（1）
 2018年度：2都市（0）

紫色：2022年度
 桃色：2021年度
 橙色：2020年度
 緑色：2019年度
 青色：2018年度

※ 都道府県が選定されている場合は全域を着色

※ ()内は自治体SDGsモデル事業都市数



1-3 SDGs未来都市 九州・沖縄地方



沖縄県

沖縄県恩納村

沖縄県石垣市

長崎県対馬市

長崎県壱岐市

福岡県福津市

福岡県宗像市

福岡県北九州市

福岡県直方市

福岡県大牟田市

熊本県小国町

熊本県菊池市

熊本県南阿蘇村

熊本県熊本市

熊本県上天草市

熊本県八代市

熊本県山都町

熊本県水俣市

鹿児島県徳之島町

鹿児島県大崎町

鹿児島県鹿児島市

鹿児島県薩摩川内市

紫色 : 2022年度
桃色 : 2021年度
橙色 : 2020年度
緑色 : 2019年度
青色 : 2018年度

※都道府県が選定されている場合は全域を着色

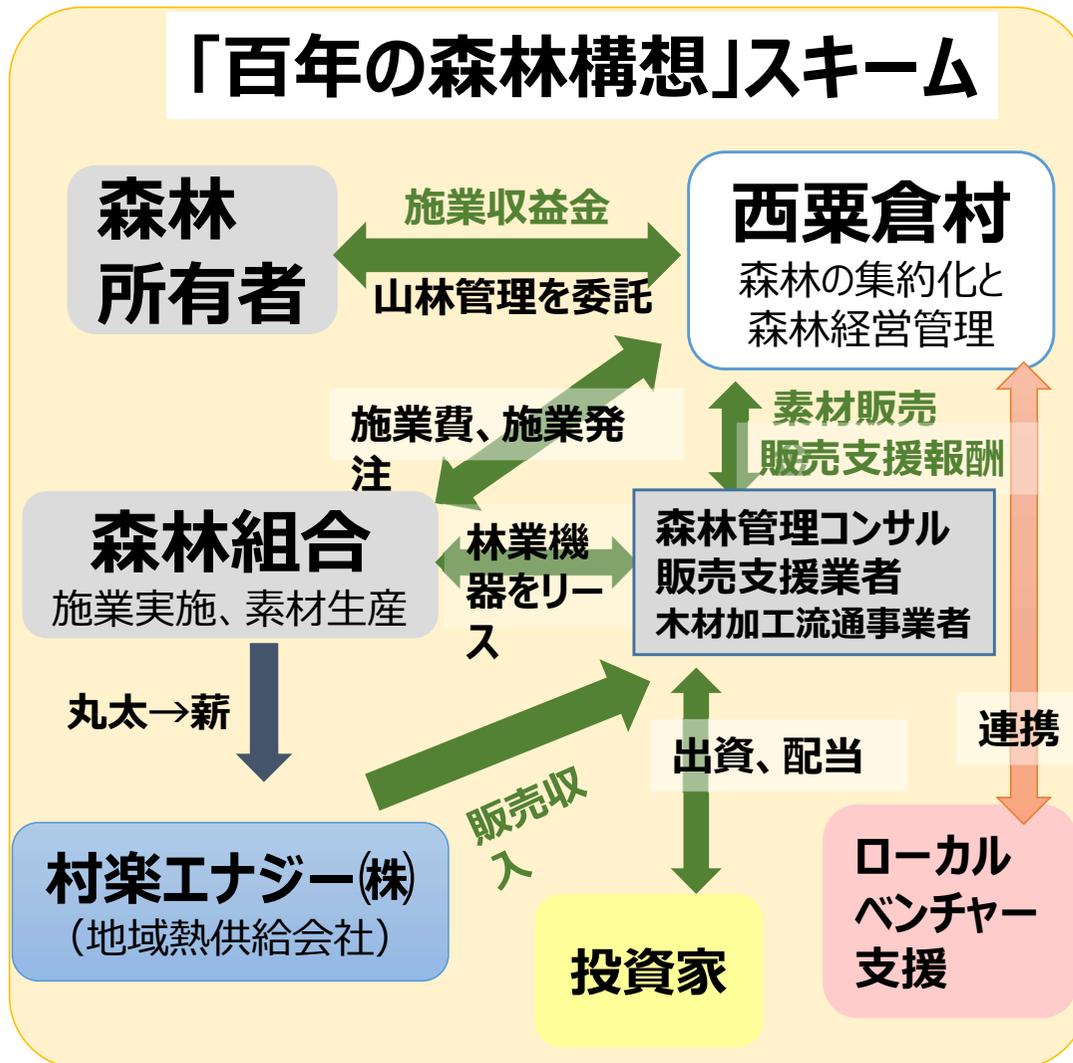
1-4 SDGs未来都市 西栗倉村

森林ファンドと森林RE Designによる**百年の森林事業**

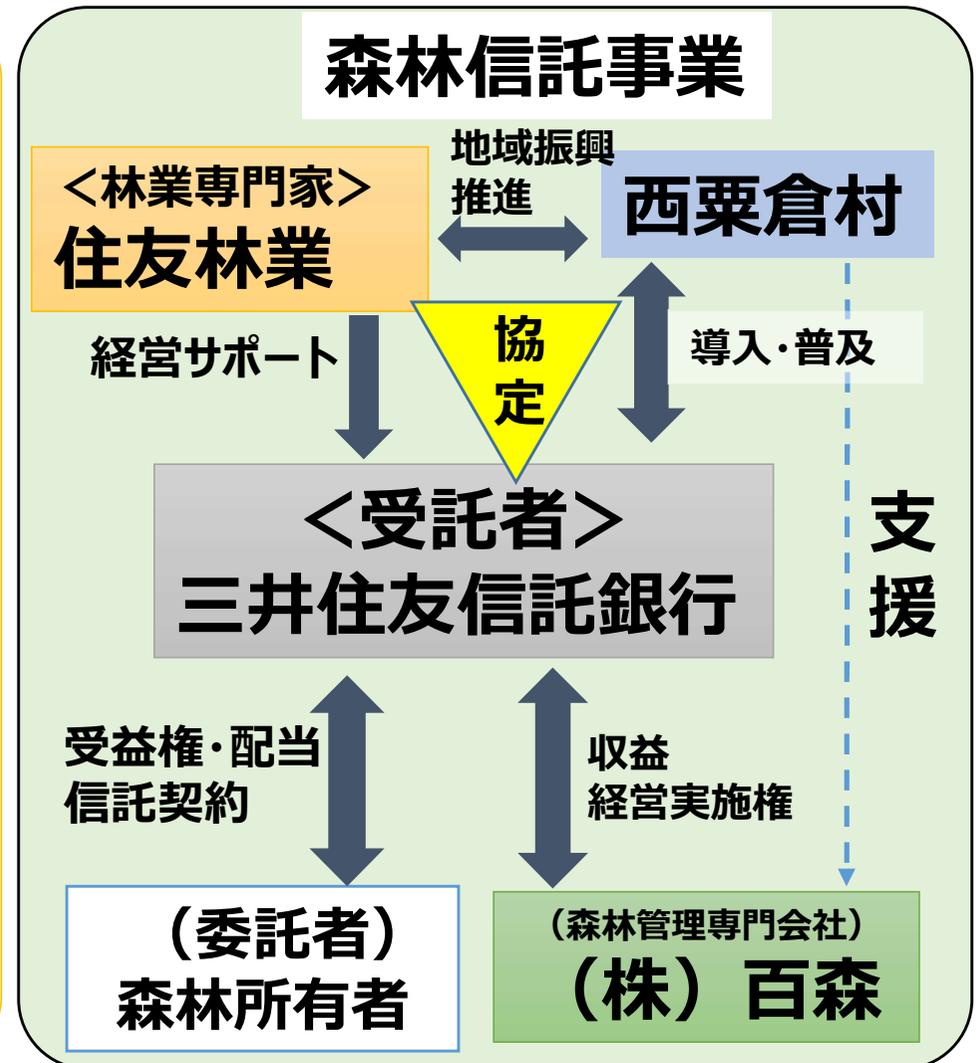


1. 森林の集約化、公有林化等により地域全体の**森林価値を最大化**
2. **森林ファンド**を組成し、投資家を関係人口として巻き込むことで、地域の持続可能性を向上

「百年の森林構想」スキーム



森林信託事業 (Forest Trust Business)



コミュニティを核とした持続可能な地域社会の構築



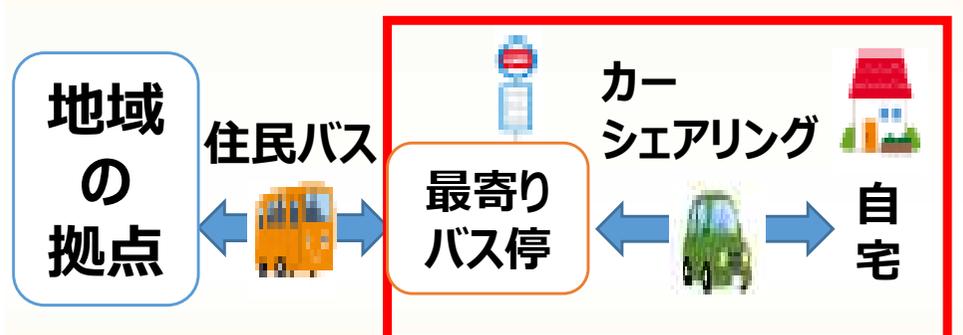
1. グリーン スロー モビリティによる新たな移動手段の構築
2. コミュニケーション・ロボット導入による高年齢者の外出機会創出

グリーンスローモビリティの活用

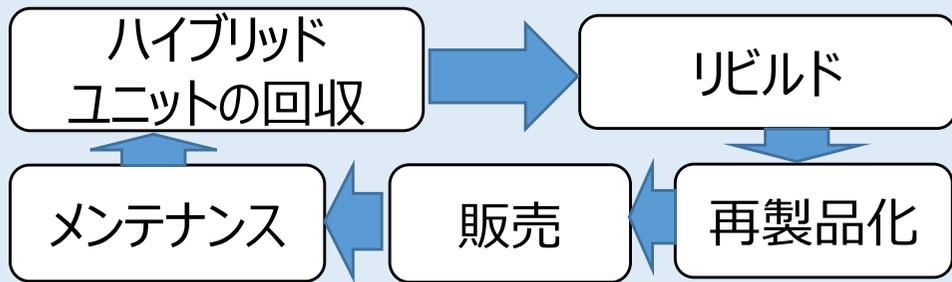
ハイブリッドリユース事業で生産された電気自動車による**100%自然エネルギーのグリーンスローモビリティ**をカーシェアリングに活用



地域カーシェアリングの運用



ハイブリッド・リユース事業の展開



市内自動車工場にてハイブリッド自動車のユニットをリユースして、グリーンスローモビリティを生産。新産業として**雇用を創出**

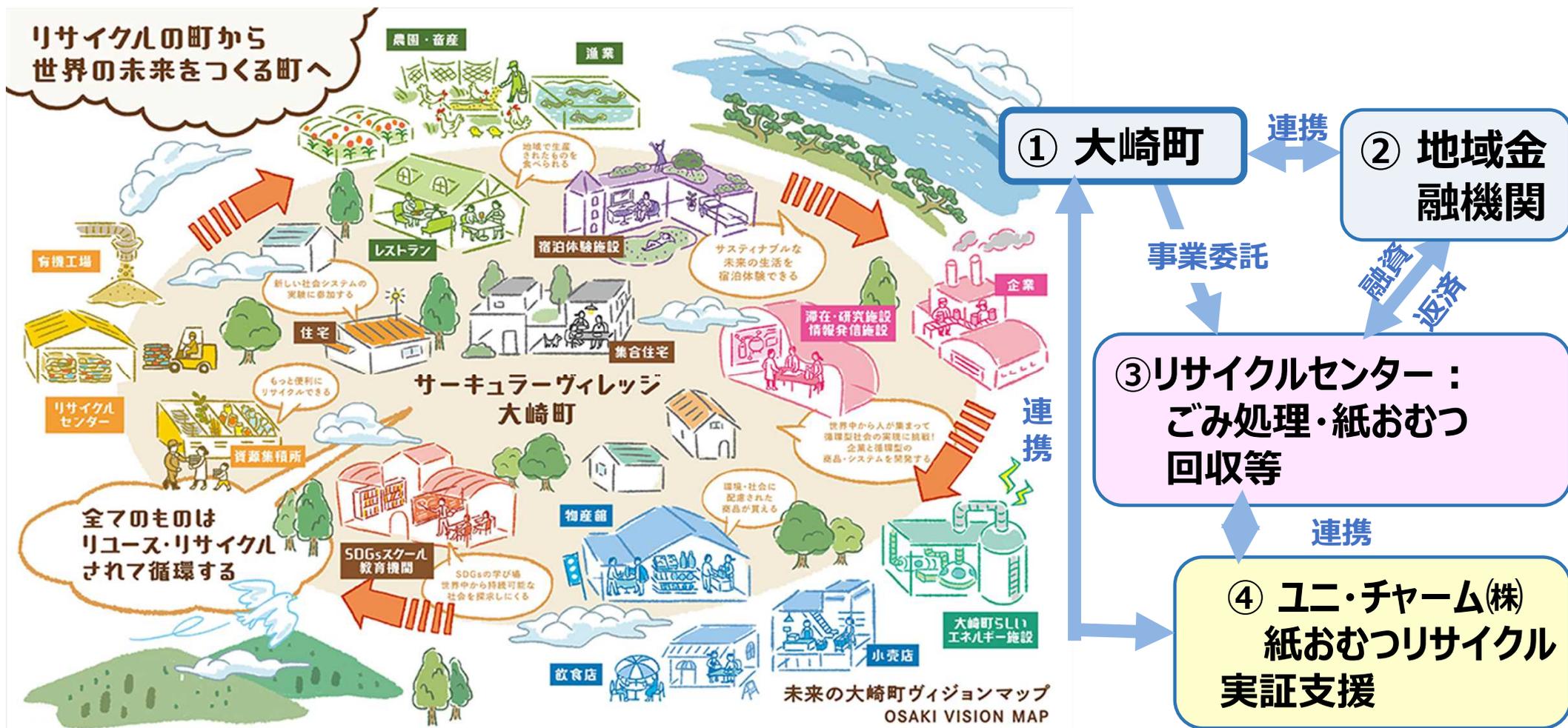
- グリーンスローモビリティの活用により、**高年齢者の外出機会の増加**を促し、**コミュニティを活性化**
- 高年齢者の**デジタルデバイドを解消**するため、**コミュニケーション・ロボット**で容易に**Maas**に接続、配車

1-6 SDGs未来都市 大崎町



大崎システムを起点にした世界標準の循環型地域経営モデル

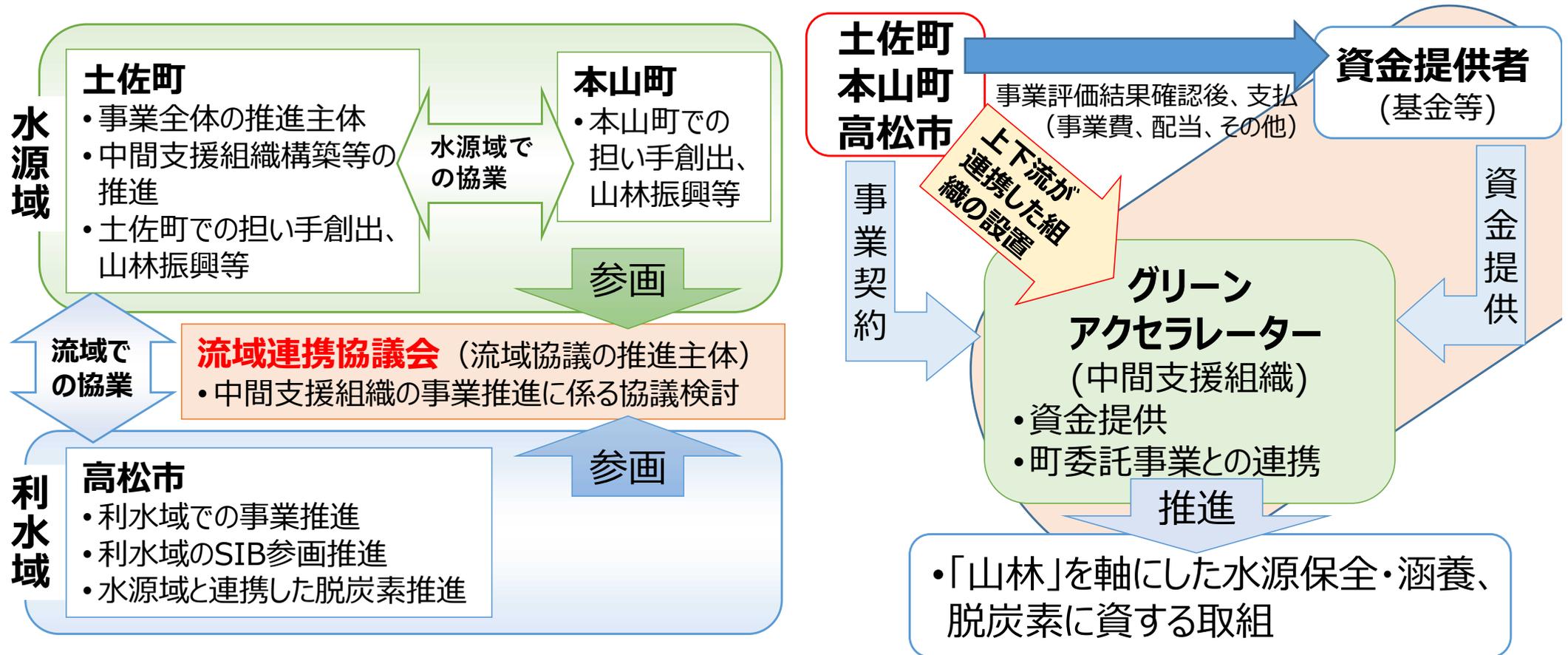
1. 徹底した分別により「リサイクル率日本一の町」を実現。リサイクルによる収益金を活かした奨学金等を整備。
2. 2024年までに使い捨て容器に代わる手段を提供。2030年までに使い捨て容器の完全撤廃・脱プラスチックを実現。



グリーン アクセラレーター構築事業



1. 「四国の水がめ」早明浦ダムの水源地(**土佐町**、**本山町**)と利水域(**高松市**)が**流域連携協議会**を設置。
2. 利水域の企業等からの資金を**ソーシャルインパクトボンド**により還流・運用
3. 水源の保全及び涵養、林業等の産業振興、担い手確保等の好循環を形成



『Sustainable Value Creation Tour』



岡山県内の4つ未来都市（**真庭市**、岡山市、倉敷市、西粟倉村）の地域課題解決の取組を見える化した岡山県版「**SDGs体感ツアー**」の実装

例：①脱炭素コース、②森林・林業・木造建築コース、③市民団体活動コース、④サステナブルコース

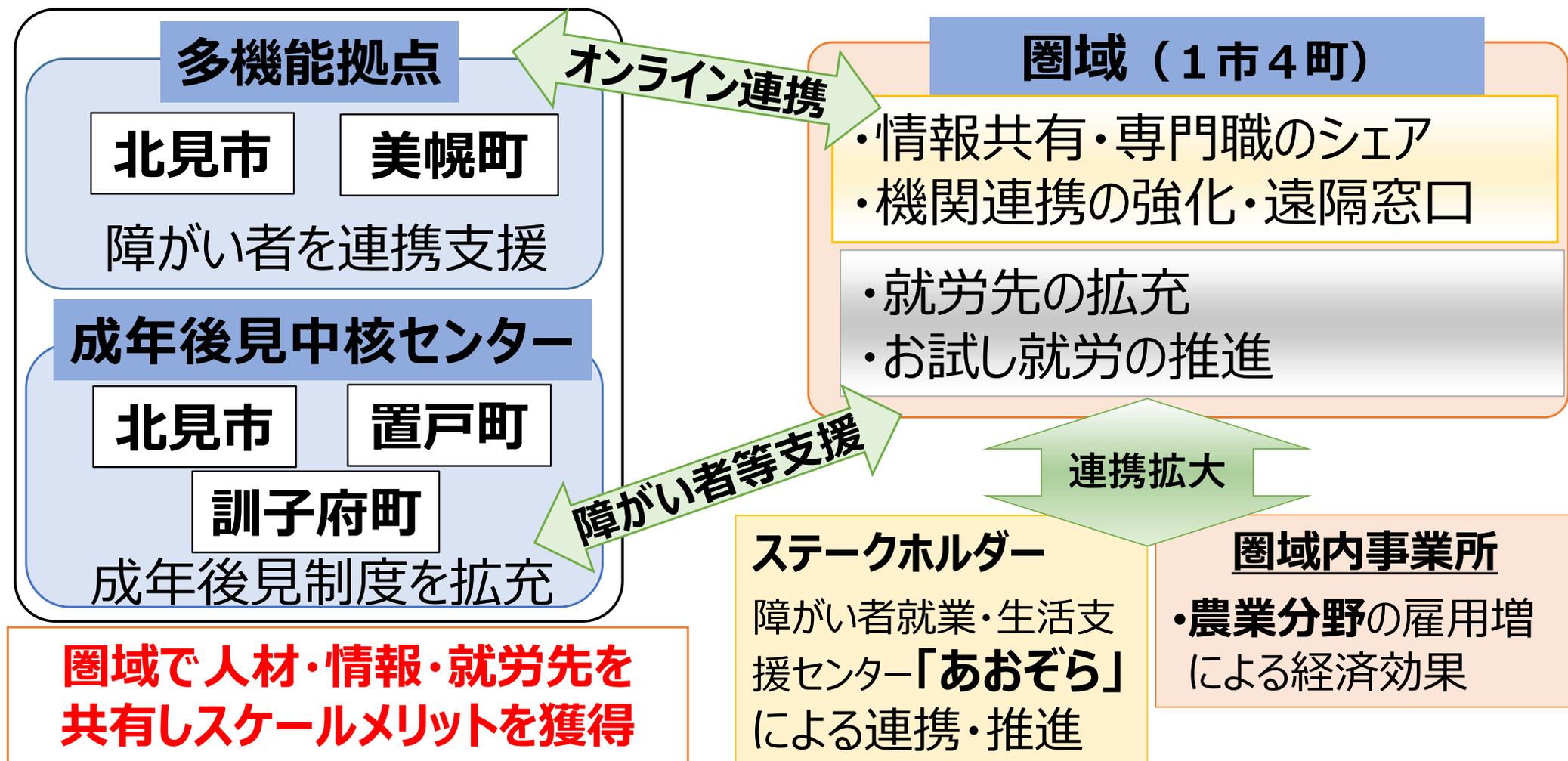


1-9 SDGs未来都市 広域連携



地方圏において誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりプロジェクト

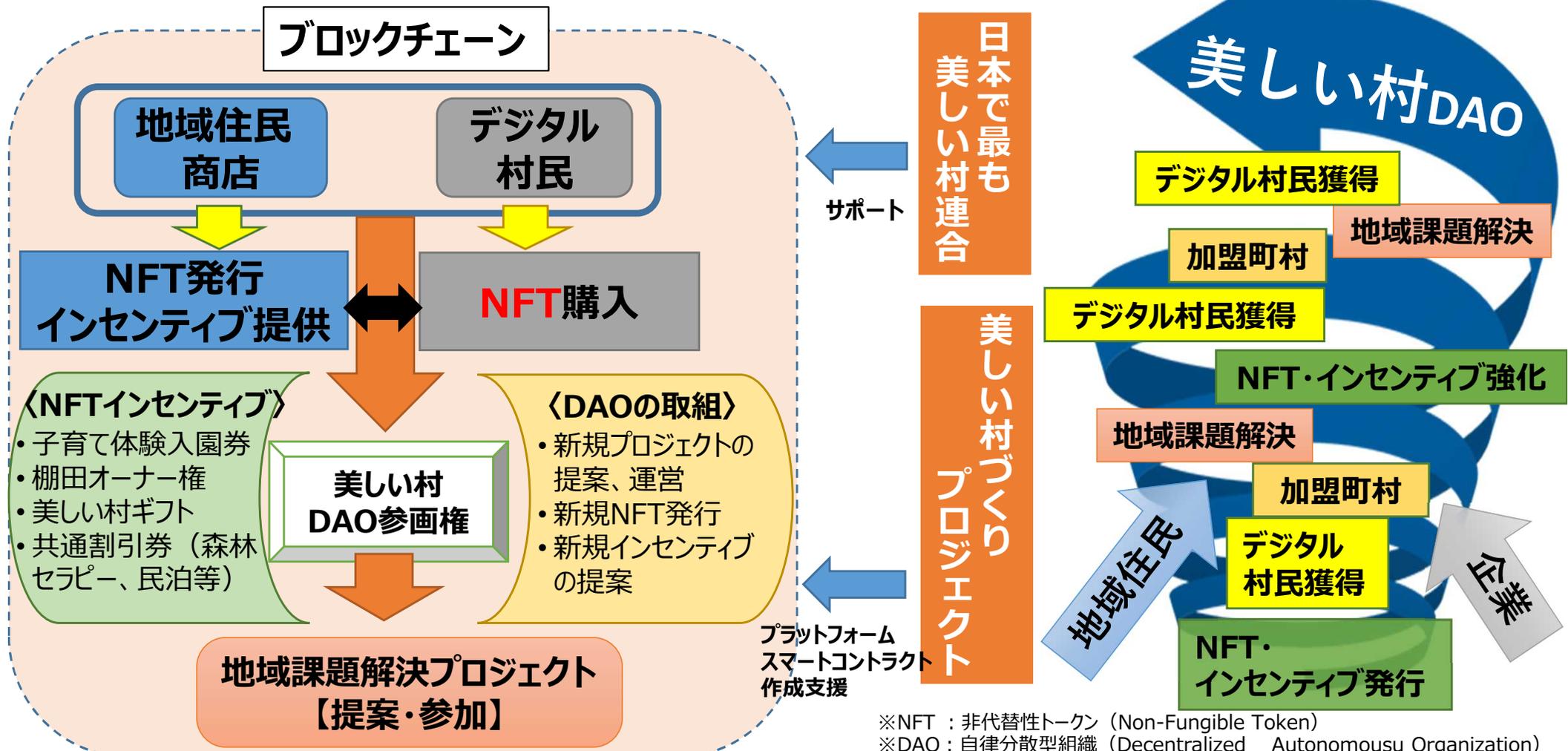
北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町（北見地域定住自立圏）が、福祉サービスを構築。障がい者の就労を広域で支援。農福連携等を活用。



日本で最も美しい村デジタル村民の夜明け事業



1. 「日本で最も美しい村」(61町村)の鳥取県智頭町、静岡県松崎町のデジタル村民が購入する美しい村発行のNFT収入による事業自走化。(他の3町村が検討中)
2. ブロックチェーン技術に裏付けられたスマートコントラクトを構築し、DAO方式で管理する「デジタル村民コミュニティ」を創設。



※NFT：非代替性トークン（Non-Fungible Token）
※DAO：自律分散型組織（Decentralized Autonomous Organization）



1. SDG s 未来都市

- 地方公共団体の取組を促進
- “複数自治体”による取組も支援

2. 官民連携プラットフォーム

- 民間活力による地域活性

3. 登録認証等制度ガイドライン

- 地域のSDGs事業者を「見える化」

4. 地方創生 S D G s 金融表彰

- 優れた“自治体×金融機関”の取組を表彰
地域の自律的好循環形成を促進



官民連携プラットフォームとは、

- 官民連携による具体的プロジェクトを創出。SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生を実現。
- 地域経済に付加価値を生み出すステークホルダー間のパートナーシップを深める官民連携の場として設置。

1. マッチング支援

- 実現したいゴール、解決したい課題、ノウハウなどの知見を共有し、連携を創出

2. 分科会

- 会員の提案により設置。課題解決に向けたプロジェクト創出などを推進

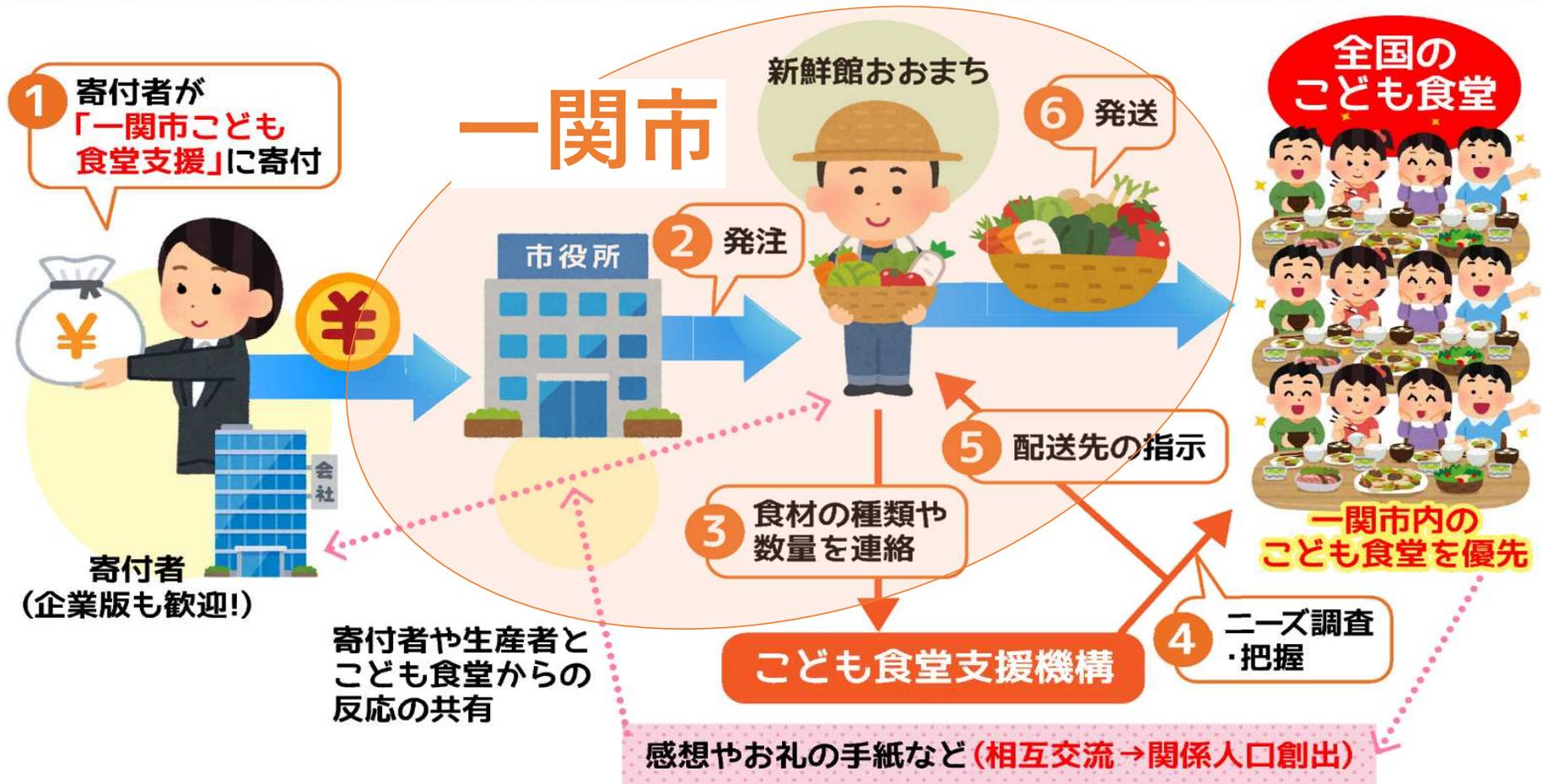
2-2 官民連携プラットフォーム

マッチング支援



2-3 官民連携プラットフォーム — 関市

- ふるさと納税×SDGs取組の情報発信を、市がプラットフォームに登録
- ふるさと納税「**一関市こども食堂支援**」により、市の農産物・加工品など（余剰品や訳あり品）を**全国のこども食堂に提供**



2-5 官民連携プラットフォーム

分科会



- 異分野連携による新たな価値の創出や、共通する課題に対する官民連携を促進、地方創生に資するプロジェクトを創出。

地方部への短期留学を通じた関係人口創出 分科会	食品廃棄物・食品ロスを有機液体肥料にする分科会	SDGsのためのフードスタディーズ研究会（略称：FSRI）	【継続】女性活躍推進と共働き可能な社会の実現	SDGsキャラクター「きらめきひろ」をみんなで育成する分科会
A L L九州SDGsネットワーク	官民連携によるジビエ振興の推進	企業版ふるさと納税分科会	メタバース分科会	SDGsスタートアップ研究分科会
安全（製品安全・消費者安全）とSDGs	女性活躍推進×複業推進「エールプロジェクト」	削減と持続可能なリサイクル化の検討	持続可能なまちづくりと自治体運営の実現	SDGs & ESG & CSV ビジネスモデルと人材育成
中小企業・サプライチェーンにSDGs・CSR・環境経営の普及と宣言・登録・認証制度のパイロット運用	【継続】地域資源および再生可能エネルギーを活用した地方創生事業の推進とベンチャーエコシステムの構築	【継続】日本人偉人資産を活用した国内外富裕層の消費喚起による地方創生SDGsの積極的推進	高齢者・障がい者の旅行の環境整備宣言によるユニバーサルツーリズムの推進と地域振興	SDGsをベースとした非財務的要素による中小企業与信評価指標および宣言・登録・認証する制度について
SDGs産学官民事業創生・地方創生・教育創生連携ネットワーク	国民的SDGsを実現する地方創生と中小企業版SDGs経営	観光を通じた地方創生のSDGs達成貢献”に関する勉強会	社会還元プラットフォーム「ともつく」を利用したプロジェクト支援	Future Lab. 「誰一人取り残されない社会」実現のためのテクノロジー研究会

2-6 官民連携プラットフォーム

分科会(企業版ふるさと納税)



分科会の目的	地方公共団体が実施するSDGs関連事業において 企業版ふるさと納税 を活用し、 企業と地方公共団体がwin-winの関係を構築 するために必要な取組を推進
解決したい課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知 ・SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの方策 ・SDGs関連事業の推進にあたっての企業版ふるさと納税の活用方法

分科会での活動内容及び期待される成果

- 活動①：セミナー**
 企業版ふるさと納税の制度や企業版ふるさと納税を活用したSDGs関連事業などを幅広く紹介し、意見交換を行う
- 活動②：プレゼンテーション**
 企業版ふるさと納税を活用し、SDGsの取組を推進する企業と地方公共団体によるプレゼンテーションを実施
- 活動③：マッチング会**
 地方公共団体と企業との意見交換を実施し、参加者同士の交流を図る





1. SDG s 未来都市

- 地方公共団体の取組を促進
- “複数自治体”による取組も支援

2. 官民連携プラットフォーム

- 民間活力による地域活性

3. 登録認証等制度ガイドライン

- 地域のSDGs事業者を「見える化」

4. 地方創生SDGs金融表彰

- 優れた“自治体×金融機関”の取組を表彰
地域の自律的好循環形成を促進

3-1 登録認証等制度ガイドライン



- 地域の持続的な発展のためには、地域事業で得られた収益を地域に再投資する**自律的好循環**を形成することが重要。
- 地方公共団体等における**地方創生SDGs**の宣言、登録、認証等の制度構築を支援するため**ガイドライン**を提示。
- 地域事業者のSDGs達成に向けた取組の「見える化」を通じ、地域における**自律的好循環**の形成を推進。

地方公共団体のための
地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン
2020年度
【第一版】

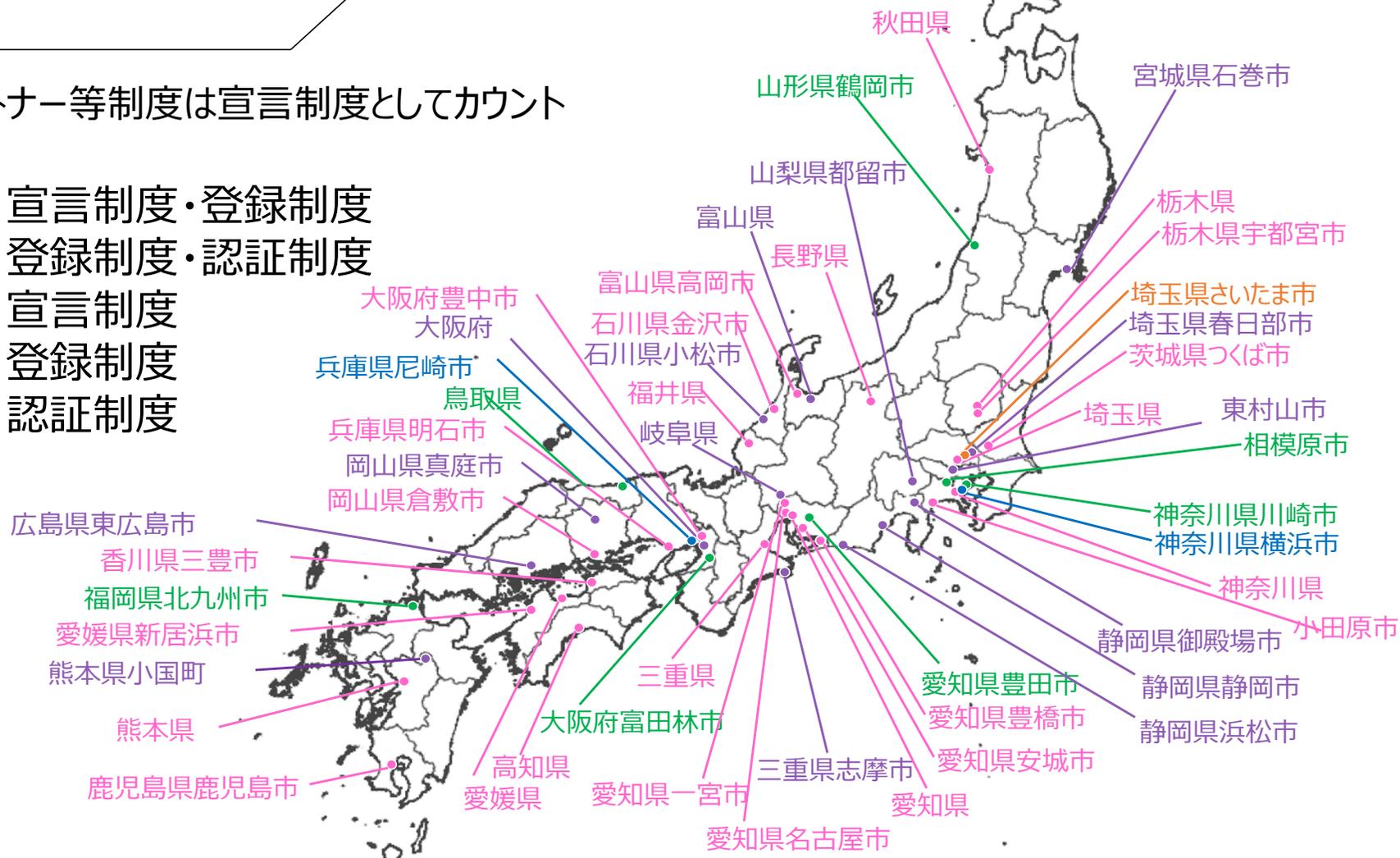
2020年10月
地方創生SDGs金融調査・研究会
(事務局：内閣府地方創生推進事務局)

3-2 登録認証等制度ガイドライン



※パートナー等制度は宣言制度としてカウント

- 緑色** : 宣言制度・登録制度
- 青色** : 登録制度・認証制度
- 紫色** : 宣言制度
- 桃色** : 登録制度
- 橙色** : 認証制度





1. SDGs 未来都市

- 地方公共団体の取組を促進
- “複数自治体”による取組も支援

2. 官民連携プラットフォーム

- 民間活力による地域活性

3. 登録認証等制度ガイドライン

- 地域のSDGs事業者を「見える化」

4. 地方創生SDGs金融表彰

- 優れた“自治体×金融機関”の取組を表彰
地域の自律的好循環形成を促進

4-1 地方創生SDGs金融表彰



- 自治体と金融機関による事業者支援を促進するため、**地方創生SDGs金融表彰**を創設
- 先進事例を表彰し公表することで、さらなる事例構築を促進

2021年度表彰団体一覧

横浜市、ヨコハマSDGsデザインセンター、神奈川銀行、かながわ信用金庫、川崎信用金庫、三井住友海上火災保険、三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リース 三菱UFJ銀行、横浜銀行、横浜信用金庫、横浜市信用保証協会、(公益財団法人)横浜企業経営支援財団	横浜市SDGs認証制度"Y-SDGs"及びY-SDGs金融タスクフォースの運用を通じた自律的好循環の形成
御前崎市、島田掛川信用金庫、静岡県牧之原市、静岡県藤枝市、静岡県榛原郡川根本町 静岡県榛原郡吉田町	地元企業と学生を行政と金融機関が繋ぐ「Uターン・地元就職応援プロジェクト」
鳥取県、山陰合同銀行、鳥取銀行	「知る」から「パートナーシップ」まで：リトルで利取る鳥取県版SDGsパッケージ支援
日南町、山陰合同銀行	SDGs・脱炭素で地域事業者のサステイナブル経営を後押しするSDGs未来都市の挑戦
長野県、上田信用金庫	事業者に「気づき」を与え、共に持続可能な地域社会を目指す融資商品「SDGs/ESGサポートローン」

4-2 地方創生SDGs金融表彰

表彰団体



横浜市認証制度“Y-SDGs”及びY-SDGs金融タスクフォースの運用を通じた自律的好循環の形成

地方公共団体	代表地域金融機関等	協働応募先
横浜市	ヨコハマSDGsデザインセンター	神奈川銀行 かながわ信用金庫 川崎信用金庫 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 横浜銀行 横浜市信用保証協会 横浜信用金庫 公益財団法人横浜企業経営支援財団 三井住友ファイナンス&リース 三井住友海上火災保険

- 地域の金融機関等による**金融タスクフォース**を組成。認証制度を活用した、試行融資、寄付付きリース商品開発、認証事業への経営サポートサービスを提供。

事業者	SDGsに取り組むことで、持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先を拡大
金融機関	投融資判断への活用により、ESG投資の拡大



■ 問合せ先

内閣府地方創生推進室

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 7 階

TEL : 03-5510-2175

御意見・御質問 : https://www.chisou.go.jp/sousei/contact_index.html

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

問合せメールアドレス : g.SDGs-platform.h8a@cao.go.jp

URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>
<https://future-city.go.jp/>